

# 府中市こども計画 (仮称)素案

令和6年6月27日時点

府中市

はじめに(市長挨拶)

はじめに(汐見会長挨拶)

# 目次

## 第1章 計画の策定に当たって

1-1 計画策定の背景.....	3
1-2 関連施策の動向について.....	4
1-3 計画の目的・位置づけ.....	8
1-4 計画の策定体制.....	10

## 第2章 府中市における現状

2-1 各種統計資料から見る現状.....	13
2-2 市民意向調査・子どもの生活実態調査から見る現状.....	24

## 第3章 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 「こども計画」の策定に当たって.....	41
3-2 基本理念及び施策推進の「3つの視点」.....	42
3-3 6つの基本目標.....	44
3-4 施策の体系.....	45

## 第4章 施策の展開

基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備.....	49
基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供.....	56
基本目標3 学齢期から青年期への支援.....	62
基本目標4 ひとり親家庭への支援.....	65
基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援.....	67
基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減.....	70

## 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5-1 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準、提供区域.....	75
5-2 「量の見込み」の算出.....	76
5-3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」.....	77
5-4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	78

## 第6章 推進体制

6-1 計画の推進に向けて.....	81
--------------------	----

## 資料編

1 府中市子ども・子育て審議会にかかる資料.....	85
2 用語解説.....	86

# 第1章

## 計画の策定に当たって



## 1-1 計画策定の背景

本市の子ども・子育て支援施策は、国や都の動向や法改正に伴って、必要な行動計画等を策定して進めてきました。

平成 17 年度～平成 26 年度の期間においては、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定し、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から子どもと子育て家庭への施策を推進してきました。

また、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度～令和元年度を期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」を策定し、令和 2 年度からは「第 2 次府中市子ども・子育て支援計画」を策定して質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

そして、国では令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

本市では、「第 2 次府中市子ども・子育て支援計画」の計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、都の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、市の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的として、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「府中市こども計画」を策定しました。

### ※本計画における「こども」の表記について…

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、「こども」が、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画における「こども」の表記については、次のとおり施策・事業名や法律名等で対象年齢が明確になっているものについては、「子ども」や「子ども・若者」の表記を基本とします。

- ・「こども」…こども基本法やこども大綱の基本理念に記載された乳児以上の全般を指す場合
- ・「子ども」…児童福祉法や子ども・子育て支援法で規定される 18 歳未満の対象者を示す場合
- ・「子ども・若者」…子ども・若者育成支援推進法に基づき、おおむね 30 歳までの対象者を示す場合

## 1-2 関連施策の動向について

### (1) 国における主な動き

#### ①こども家庭庁設立の検討経緯とこども基本法の成立・施行

令和5年4月1日に、こども家庭庁が創設され、同日に「こども基本法」が施行されました。それまでの経過は次のように要約されます。

年月日	動向
令和4年2月25日	「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」閣議決定・国会提出
4月4日	「こども基本法案」国会提出
6月15日	「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立
令和5年4月1日	こども家庭庁の創設、「こども基本法」施行

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## ②「こども大綱」の策定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなっています。

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## ③少子化対策・居場所づくり等の推進

令和5年12月22日には、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、「こども未来戦略」が策定されました。「こども未来戦略」には、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことが戦略の基本理念として掲げられています。

同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」においては、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められているとされました。

また、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められる。」とされ、こども計画にこどもの居場所に関する方針や施策を位置付け、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

#### ④児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 66 号)の成立

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 6 月 8 日に成立し、令和 6 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律により、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとされました。

#### ⑤こどもまんなか実行計画の決定

令和 6 年 5 月 31 日には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」がこども政策推進会議において決定されました。「こどもまんなか実行計画 2024」においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和6～10 年度にどのように取り組んでいくかに関する「工程表」が示され、また、施策の進捗指標状況を検証するための指標が取りまとめられました。

なお、「こどもまんなか実行計画」は、今後毎年改定することとされており、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

#### ⑥こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

こども基本法においては、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

国で令和 4 年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」や令和 5 年度に実施した「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を踏まえ、こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて、実践していく際の留意点や工夫、事例等を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」が令和6年3月にこども家庭庁から発出されました。

## (2) これまでの本市の子ども・子育て支援施策の動向

本計画の策定以前、これまで本市においては下記のように子ども・子育て支援施策を推進してきました。

### 「府中市子育て支援推進計画」(平成 10 年度～平成 14 年度)

平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成 10 年度から平成 14 年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画ーひとみ輝け！府中子どもプランー」を策定しました。

### 「府中市福祉計画(子育て支援分野)」(平成 15 年度～平成 20 年度)

平成 11 年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を受けて、平成 15 年度から平成 20 年度を計画期間とした「府中市福祉計画(子育て支援分野)」を策定しました。

### 「府中市次世代育成支援行動計画」(平成 17 年度～平成 26 年度)

平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「府中市次世代育成支援行動計画」を、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働したまちづくりの推進を図るために策定しました。

### 「府中市子ども・子育て支援計画」(平成 27 年度～令和元年度)

平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を含む計画として、平成 27 年度から5年間における①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指して策定しました。

### 「府中市子どもの未来応援基本方針」(令和元年度)

平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことから、本市においても子どもたちが家庭環境によらず未来に向かって前向きに挑戦することができるよう、施策を総合的に推進するため、各種計画を推進する上での方向性を示す方針を策定しました。

### 「第 2 次府中市子ども・子育て支援計画」(令和2年度～令和 6 年度)

上記の平成 27 年度～令和元年度を期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」(第 1 次計画)の期間中に、子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成 29 年6月に子育て安心プランが発表され、「待機児童の解消」「女性の就業率の向上(M 字カーブの解消)」「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」「保護者への寄り添う支援の普及促進」「幼児教育の無償化」といった方向性が打ち出されました。第 1 次計画の進捗状況等を検証するとともに、国や都の指針や動向を踏まえて、令和 2 年度～令和 6 年度を計画期間とする「第 2 次府中市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

## 1-3 計画の目的・位置づけ

### (1) 計画の目的・法的根拠

こども基本法の第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

本市では、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」において、基本理念を「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します」と設定し、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきましたが、この理念はこども基本法に示された内容・趣旨と合致するものであることから、本市においても、これまで本市で実施してきた子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的とし、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で、「こども計画」を策定します。

なお、こども大綱を勘案して作成する市町村こども計画には、「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」、「子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項」の内容を盛り込むことが求められています。このほか、こども計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく子ども施策に関連する計画と一体のものとして作成できるとされています。

## (2) 計画の位置づけ、他計画との関連・整合

本市の最上位計画として第7次府中市総合計画(令和4年度～令和11年度)が策定されており、総合的かつ計画的なまちづくりの指針が定められています。本計画は、この「第7次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策等に関する行政分野計画として、こども基本法第10条に基づいた市町村こども計画として策定されるものです。

また「府中市こども計画」に包括する計画は次のとおりです。このほか、府中市福祉計画(令和3年度～令和8年度)等の福祉分野や、府中市教育委員会において策定している第3次府中市学校教育プラン(令和4年度～令和11年度)等の子ども・子育て支援施策に関わる様々な関連計画と連携・整合性をとるものとします。

第7次府中市総合計画	
	▼根拠となる法律や大綱等
府中市こども計画	こども基本法、こども大綱
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画(次世代育成支援対策に関する計画)	次世代育成支援対策推進法
市町村整備計画(保育所等の整備に関する計画)	児童福祉法
自立促進計画(母子家庭等の自立促進に関する計画)	母子及び父子並びに寡婦福祉法
市町村行動計画	新・放課後子ども総合プラン
母子保健計画	母子保健法
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策	少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱
成育医療等基本方針に基づく計画	成育基本法

## (3) 計画期間

こども基本法において、市町村こども計画の計画期間に定めがあるわけではありませんが、上述の通り、市町村子ども・子育て支援事業計画を包括し、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で策定する計画であること、また、国がこども大綱について令和10年度に見直し・更新を行う予定であることを踏まえ、本計画は「令和7年度～11年度」の5年間を計画期間とします。

## 1-4 計画の策定体制

### (1) 府中市子ども・子育て審議会

本計画は、「府中市子ども・子育て審議会」において、本市の諮問に基づく審議会の答申を踏まえて策定しました。(審議経過等については「資料編」参照)

### (2) 市民意向調査・子どもの生活実態調査

本計画を策定するため、子どもや保護者を取りまく子育ての課題を抽出し、市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」を実施しました。また、子ども自身の生活状況や意識等の実態を把握することを目的として、市内の小学生・中学生とその保護者を対象とした「子どもの生活実態調査」を実施しました。

加えて、子どもや子育て当事者に関わりのある学校関係者や福祉関係機関・団体等の9つの機関・団体等を対象としたヒアリング調査を実施しました。

調査の種類		対象	配布数	回答数
子ども・子育て	就学前児童(保護者)調査	0～5歳児の保護者	3,000	1,694
支援に関する市民	小学生(保護者)調査	6～11歳児(小学1年生～6年生)の保護者	2,000	1,155
意向調査	ひとり親家庭調査	ひとり親家庭の方(保護者)	500	253
(アンケート調査)	子ども・若者調査	16～34歳の方(本人)	1,000	272
子どもの生活実態	小中学生保護者調査	小学5年生・中学2年生の保護者	4,700	2,035
調査	小学5年生調査	小学5年生(本人)	2,296	1,035
(アンケート調査)	中学2年生調査	中学2年生(本人)	2,404	889
ヒアリング調査		学校関係者、福祉関係機関・団体等	9機関・団体	

### (3) パブリック・コメント手続き

計画(案)に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和6年11月から令和6年12月までパブリック・コメントを実施しました。いただいた意見については、本市の公式ホームページ等により公表しました。

## 第2章

### 府中市における現状



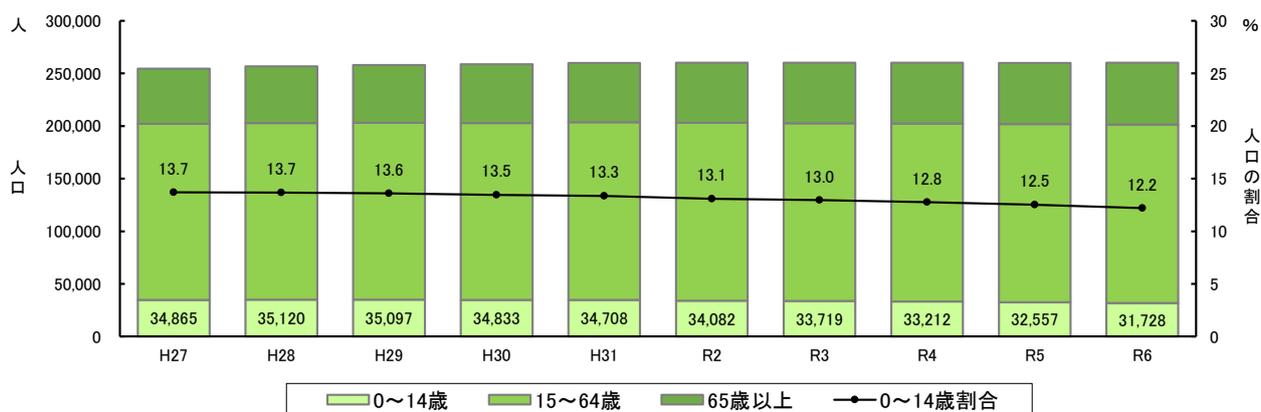
## 2-1 各種統計資料から見る現状

### (1) 人口及び世帯

#### ①人口

市全体の人口は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和 6 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳では 260,078 人となっています。

ただし、年少人口(0～14 歳人口)は減少傾向にあり、令和 6 年 1 月 1 日現在の人口数は 31,728 人、全人口に占める割合は 12.2%となっています。



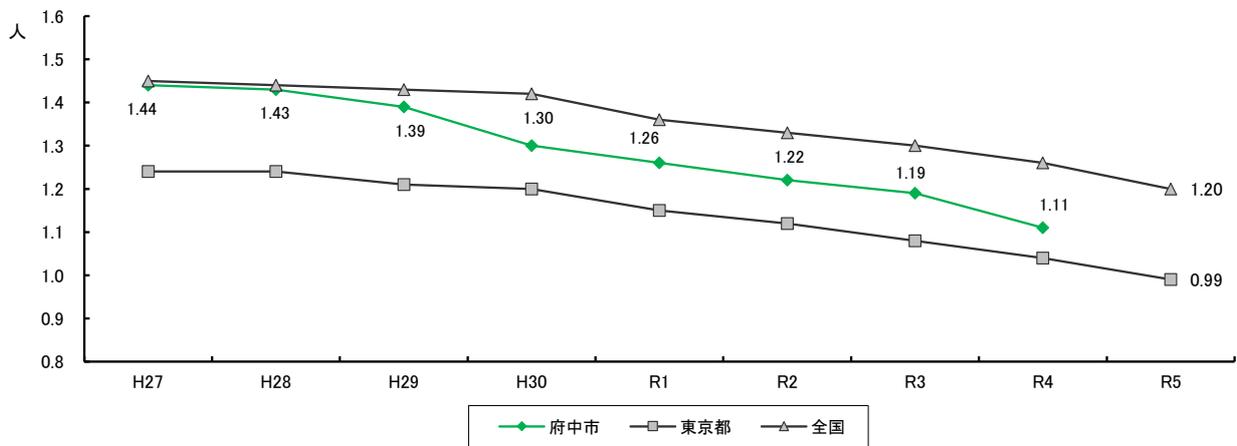
出典:住民基本台帳(各年1月1日現在)

## ②出生率・出生数

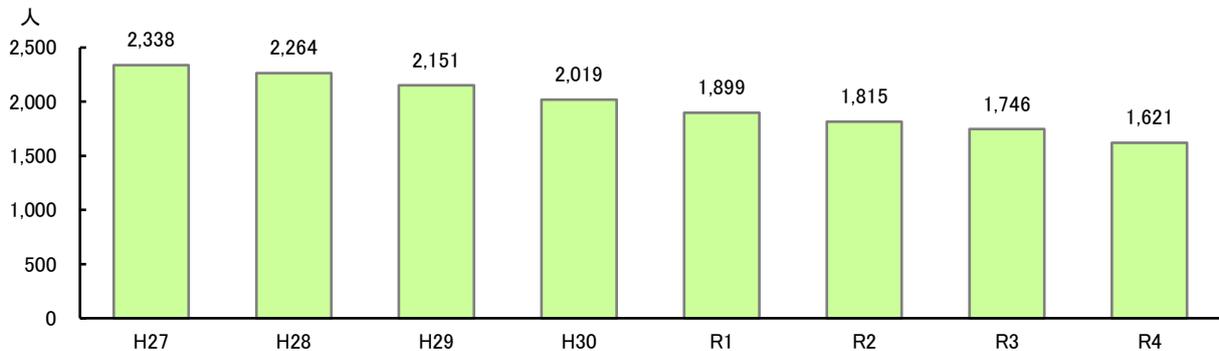
年少人口(0～14歳人口)の減少の背景には、出生率・出生数が近年急激に低下しているということがあります。

合計特殊出生率(女性が一生の間持つであろう平均的な子どもの数を意味する指標)は、本市では令和4年のデータで1.11となっています。全国的にも低下傾向にあり、令和5年には東京都全体として初めて1.00を下回る水準となりました。

出生数としても減少傾向が続いており、本市において令和4年のデータでは1,621人となっています。平成27年のデータと比較すると、この間において出生数は約700人の減少、減少率は30%以上となっています。



出典：府中市及び東京都：東京都福祉保健局(人口動態統計)、全国：厚生労働省(人口動態統計)※令和5年は概数のデータ

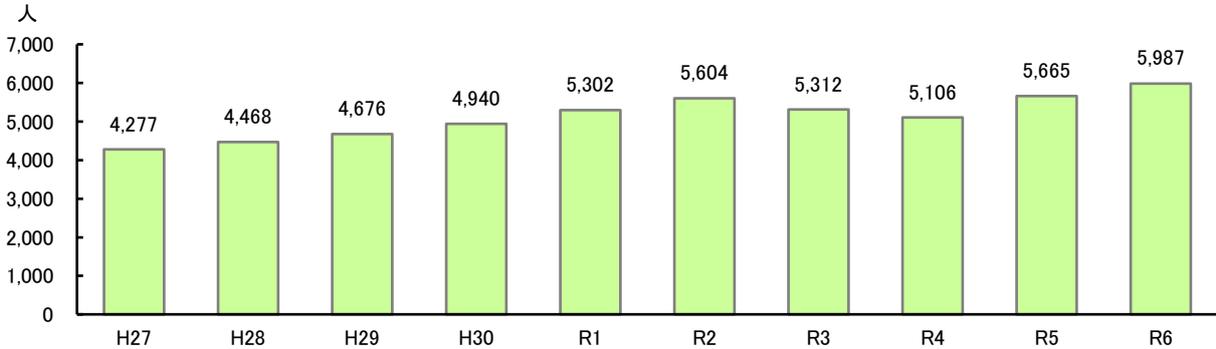


出典：府中市統計書

### ③外国人人口

外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年・令和4年には減少しましたが、近年再度増加傾向になっており、令和6年には5,987人となっています。

なお、近年の傾向として、フィリピン、ベトナム、インドネシアの方などが増えています。



出典：府中市統計書(各年1月1日現在)

### ④世帯の構造

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」といった3世代世帯の割合は継続的に減少傾向にあり、「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」といった核家族世帯が大半を占めています。

ひとり親世帯の割合は全体の約1割であり、令和2年においては9.9%、世帯数としては2,386世帯となっています。



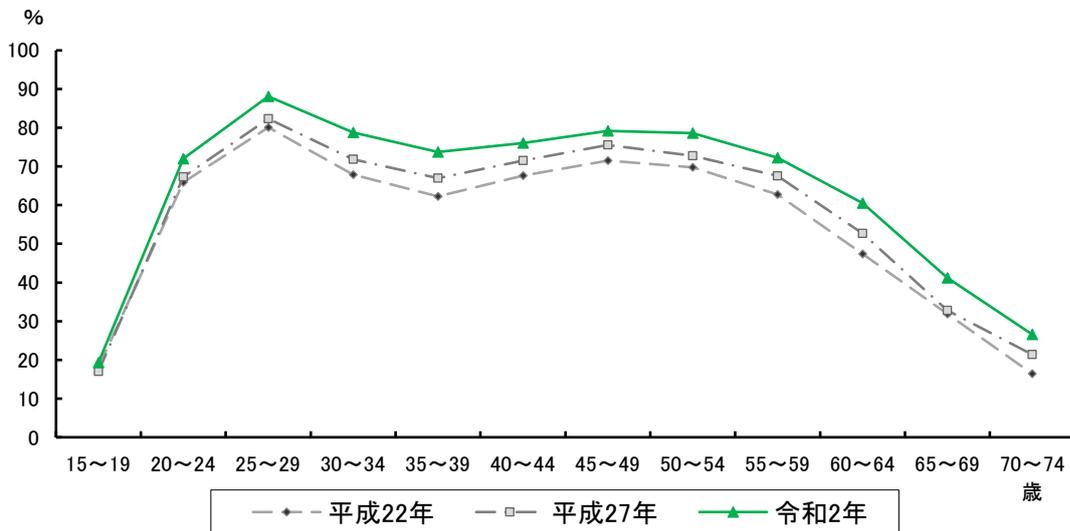
出典：国勢調査(各年10月1日現在)

## (2) 女性の就労状況、婚姻の状況

### ①女性の労働力率

女性の年齢別労働力率は、30歳代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描く形になっています。

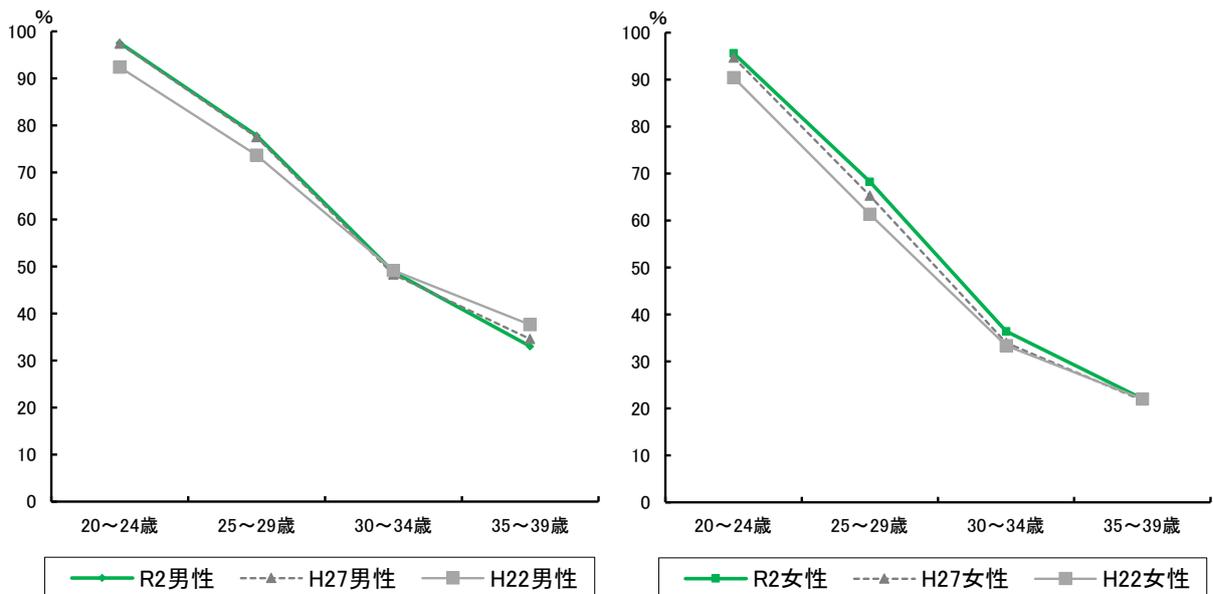
ただし、近年各年齢別の労働力率が全体として高まっており、グラフの形状としても次第に台形の形に近づいている状況にあることがうかがえます。



出典:国勢調査(各年10月1日現在)

### ②男女の未婚率

男性・女性ともに、近年より低い年齢階級において未婚率が高まっている傾向にあります。

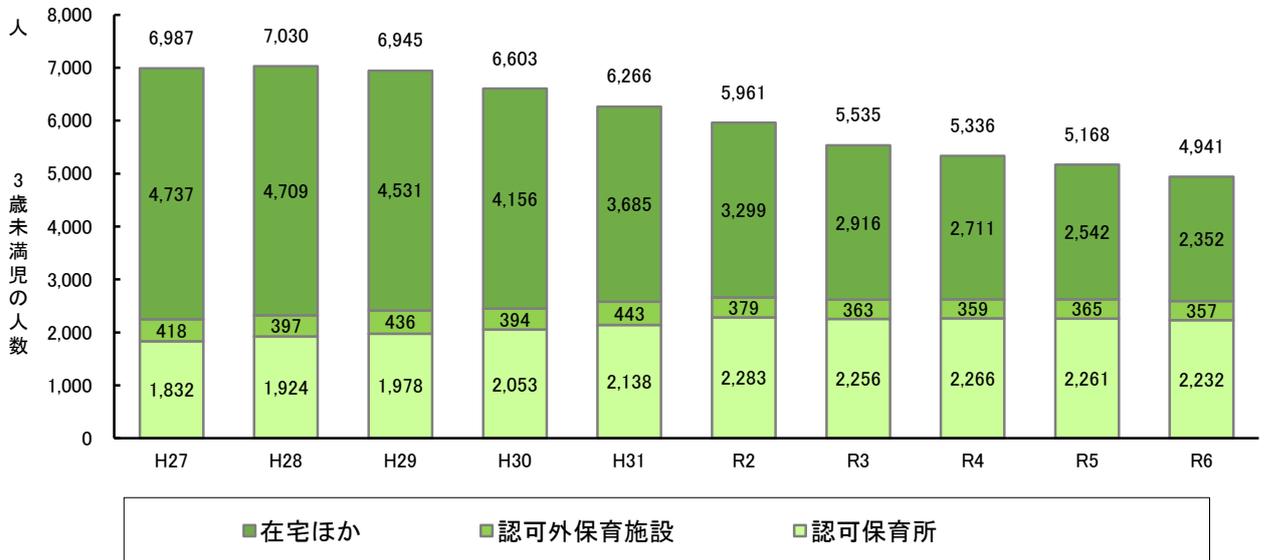


出典:国勢調査(各年10月1日現在)

### (3) 幼児期の教育・保育の状況

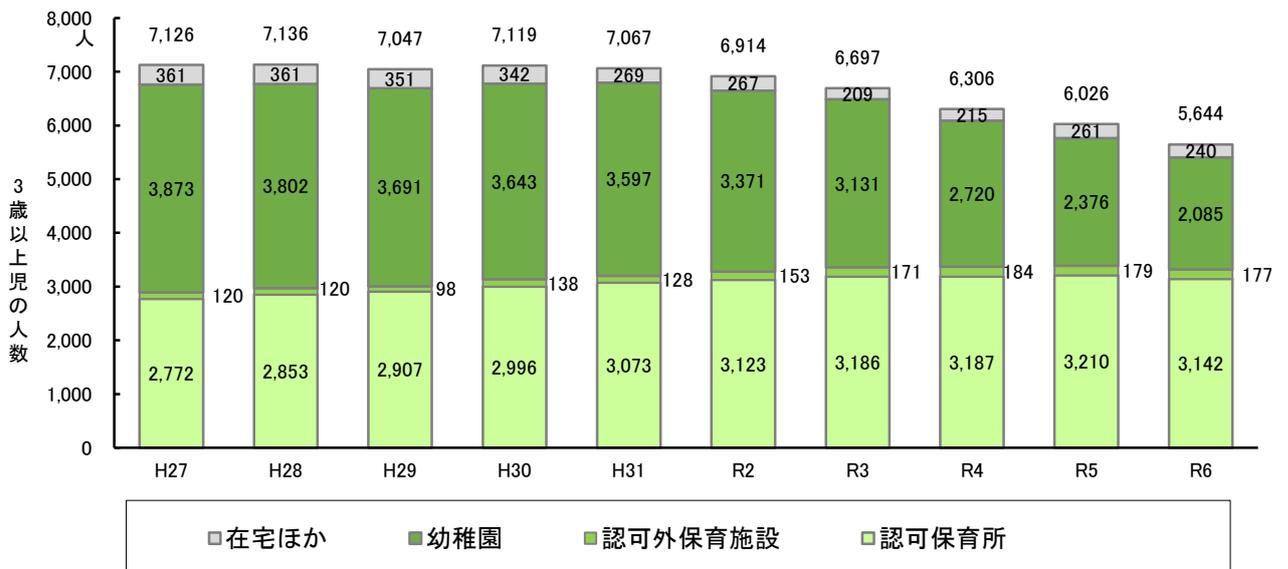
#### ①通園等の状況

令和6年度現在、3歳未満児は約5割が在宅で過ごしています。在宅で過ごす子どもの割合は減少傾向にあり、令和5年度以降は認可保育所・認可外保育施設で過ごす子どもの割合の方が高くなっています。



出典：府中市調べ(各年4月1日現在)

3歳以上児は、令和6年度において約4割が幼稚園、約6割が認可保育所で過ごしています。幼稚園で過ごす子どもの割合は減少傾向にあり、令和3年度以降は認可保育所で過ごす子どもの割合の方が高くなっています。



出典：府中市調べ(保育所は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

## ②保育所の状況

本市では令和3年度まで認可保育所数・定員数を増やしてきました。令和6年度現在、認可保育所の市施設数は56、定員数は5,593人となっています。また、認証保育所については、令和6年度現在、施設数は17、定員数は601人となっています。

認可保育所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立保育所施設数	16	15	15	14	14	13	13	12	11	11
私立保育所施設数	26	30	32	36	39	43	45	45	45	45
計	42	45	47	50	53	56	58	57	56	56

出典：府中市調べ(各年4月1日現在)

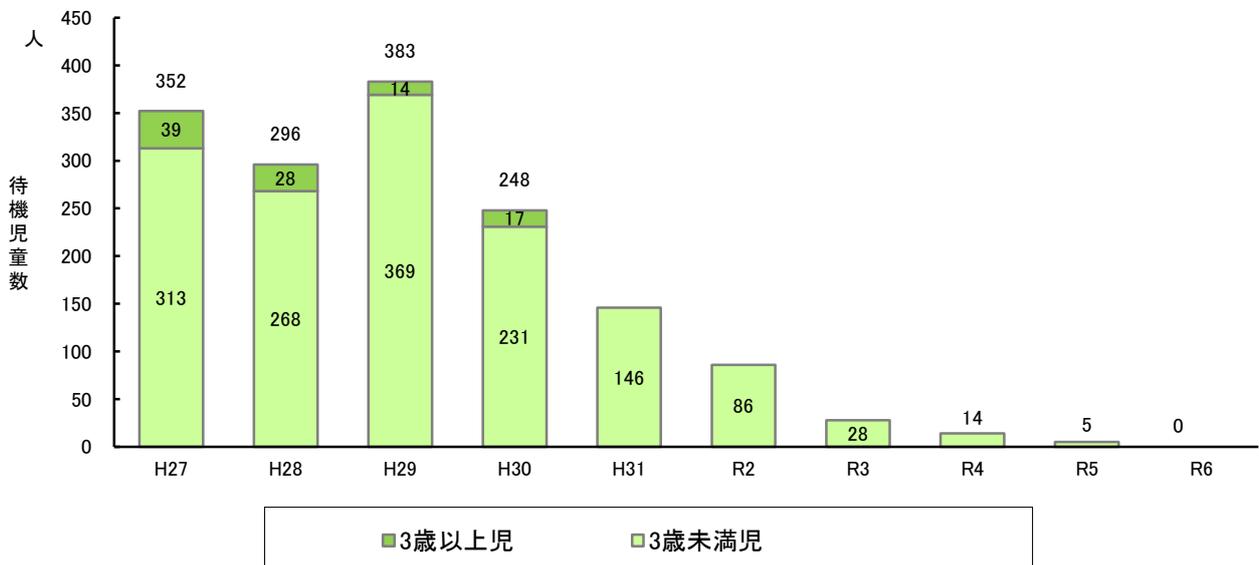
認可保育所		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～2歳児	定員数	1,807	1,905	1,957	2,031	2,130	2,279	2,319	2,312	2,299	2,274
	入所人員数	1,832	1,924	1,978	2,053	2,138	2,283	2,256	2,266	2,261	2,232
3～5歳児	定員数	2,743	2,892	2,987	3,115	3,223	3,385	3,451	3,452	3,395	3,319
	入所人員数	2,772	2,853	2,907	2,996	3,073	3,123	3,186	3,187	3,210	3,142
計	定員数	4,550	4,797	4,944	5,146	5,353	5,664	5,770	5,764	5,694	5,593
	入所人員数	4,604	4,777	4,885	5,049	5,211	5,406	5,442	5,453	5,471	5,374

出典：府中市調べ(各年4月1日現在)

認証保育所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17
定員数	555	555	558	552	588	585	585	585	585	601

出典：府中市調べ(各年4月1日現在)

保育所待機児童数は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあります。平成31年度以降の3歳以上児の待機児童数は0人となっています。3歳未満児に関しても、令和6年度において待機児童数は0人となっています。



出典：府中市調べ(各年4月1日現在)

#### ④幼稚園の状況

令和6年5月現在、幼稚園は市内に16園あり、いずれも私立の幼稚園となっています。

また、令和6年5月現在の在園者数は2,351人となっており、近年においては減少しながら推移しています。

幼稚園	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立幼稚園施設数	3	3	3	3	2	2	1	1	0	0
私立幼稚園施設数	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16
計	20	20	20	20	19	19	18	18	17	16

出典：府中市調べ(各年5月1日現在)



出典：府中市調べ(各年5月1日現在)

## (4) 子どもを取り巻く課題の状況

### ①児童虐待等の状況

※データ整理及び分析中のため今後掲載します。

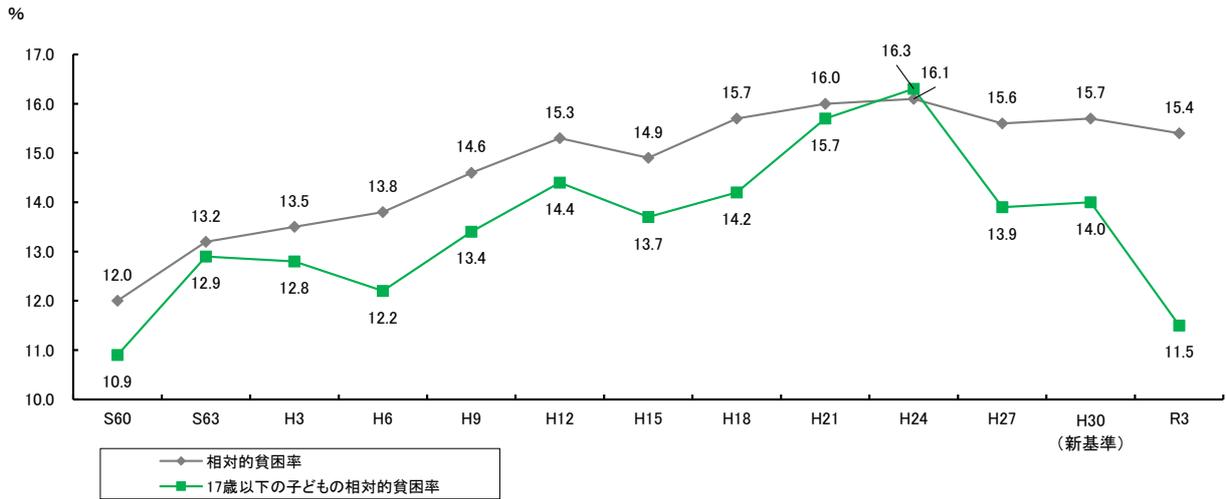
### ②子育て家庭の生活の状況

全国の「子どもの貧困率」(17歳以下の子どもの相対的貧困率)の貧困率は、令和3年時点で11.5%となっています。近年、全国的には子どもの貧困率は低下傾向にあります。

本市では、子どもの生活実態調査のデータをもとに、経済的に困難を抱える家庭の割合(「生活困難層」に該当する割合)と、養育に困難を抱える家庭の割合(「養育困難層」に該当する割合)を算出しています。

令和5年度に行った調査の結果、「生活困難層」に該当する割合は11.5%、「養育困難層」に該当する割合は18.8%でした。いずれも、ひとり親世帯では該当する世帯の割合が3割以上となっています。

また、「養育困難層」と「生活困難層」との重なり状況を把握すると、約4分の1の家庭が養育困難層・生活困難層のいずれかに該当しており、ともに該当する家庭は約4%となっています。なお、これらの結果については、平成30年度に行った調査結果と比べて、大きな違いはありませんでした。



資料:国民生活基礎調査

<「生活困難層」に該当する割合>

	小・中学生 合計	小学生 (5年生)	中学生 (2年生)	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
生活困難層	11.5%	11.8%	11.3%	32.5%
困窮層	3.1%	3.6%	2.6%	12.0%
周辺層	8.4%	8.2%	8.8%	20.5%
一般層	88.5%	88.2%	88.7%	67.5%

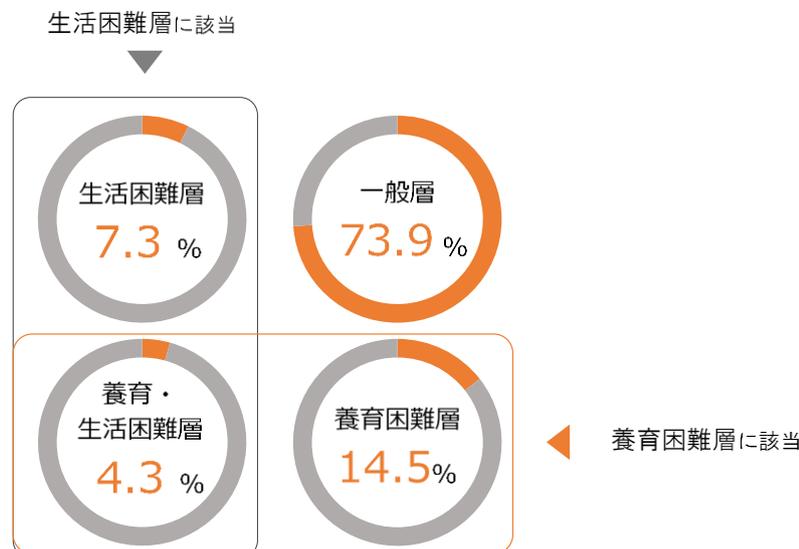
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

<「養育困難層」に該当する割合>

	小・中学生 合計	小学生 (5年生)	中学生 (2年生)	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
養育困難層	18.8%	19.0%	18.8%	33.7%
困窮層	3.1%	3.9%	2.2%	9.6%
周辺層	15.7%	15.0%	16.6%	24.1%
一般層	81.2%	81.0%	81.2%	66.3%

資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

<困難の重なりによる4類型>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

### ③不登校に関する状況

※データ整理及び分析中のため今後掲載します。

### ④障害児に関する状況

※データ整理及び分析中のため今後掲載します。

## ⑤ヤングケアラーに関する状況

※データ整理及び分析中のため今後掲載します。

## 2-2 市民意向調査・子どもの生活実態調査から見る現状

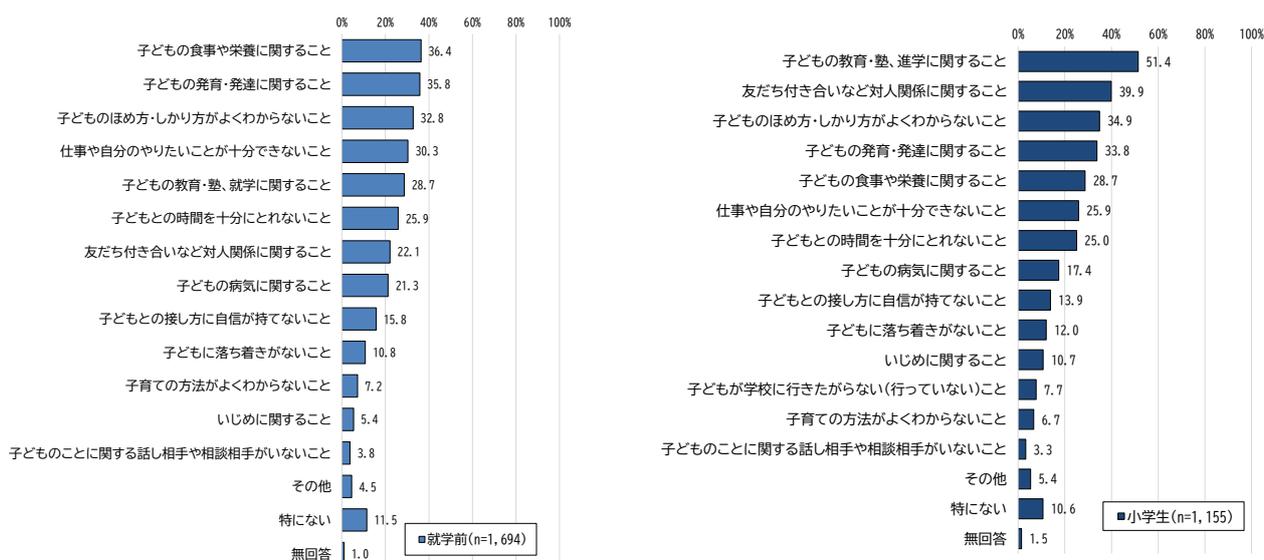
### (1) 子育てに関する不安や悩み、ニーズ等

#### ① 子育てに関する不安や悩み

就学前(保護者)調査で、「子育ての中で、日ごろ悩んでいること、または気になることはどのようなことですか」と尋ねた設問について、「子どもの食事や栄養に関すること」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの発育・発達に関すること」や「子どものほめ方・しかり方がよくわからないこと」の割合が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「子どもの教育・塾、進学に関すること」の回答割合が最も高く、次いで「友だち付き合いなど対人関係に関すること」の回答割合が高くなっています。

また、就学前(保護者)調査で、「お子さんの子育てに関して、親族や身近な友人・知人以外で、気軽に相談できる先はどこ(誰)ですか」と尋ねた設問について、「相談できる相手はいない」の回答割合は18.3%でした。

<子育ての中で日ごろ悩んでいること>



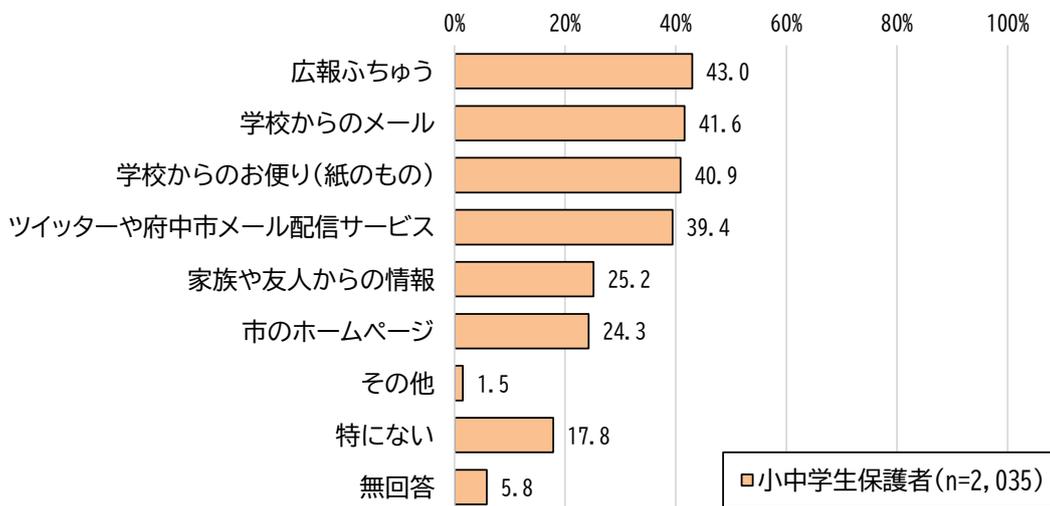
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

## ②子育てに関する情報入手に関するニーズ

就学前(保護者)調査で、「子育て情報として欲しいものはどのようなものですか」と尋ねた設問について、「子どもと一緒に参加できるイベント情報」の回答割合が 49.6%と最も高く、次いで「各種助成や手当などに関する情報」が 38.2%、「公園や遊び場に関する情報」が 33.9%となっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「各種助成や手当などに関する情報」の回答割合が 48.1%と最も高く、次いで「子どもと一緒に参加できるイベント情報」が 37.7%、「進学に関する情報」が 33.5%となっています。

また、小中学生保護者調査において、「あなたは、子どもに関する施策等の情報を、今後、どのような方法で入手したいですか」と尋ねた設問については、「広報ふちゅう」の回答が最も高く、このほか、「ツイッターや府中市メール配信サービス」、「学校からのお便り(紙のもの)」、「学校からのメール」がそれぞれ約 4 割となっています。5年前の調査結果と比較すると、「ツイッターや府中市メール配信サービス」や「学校からのメール」の回答割合は、今回の調査結果のほうがそれぞれ 10 ポイント以上高くなっています。

<子どもに関する施策等の情報の入手方法(希望)>

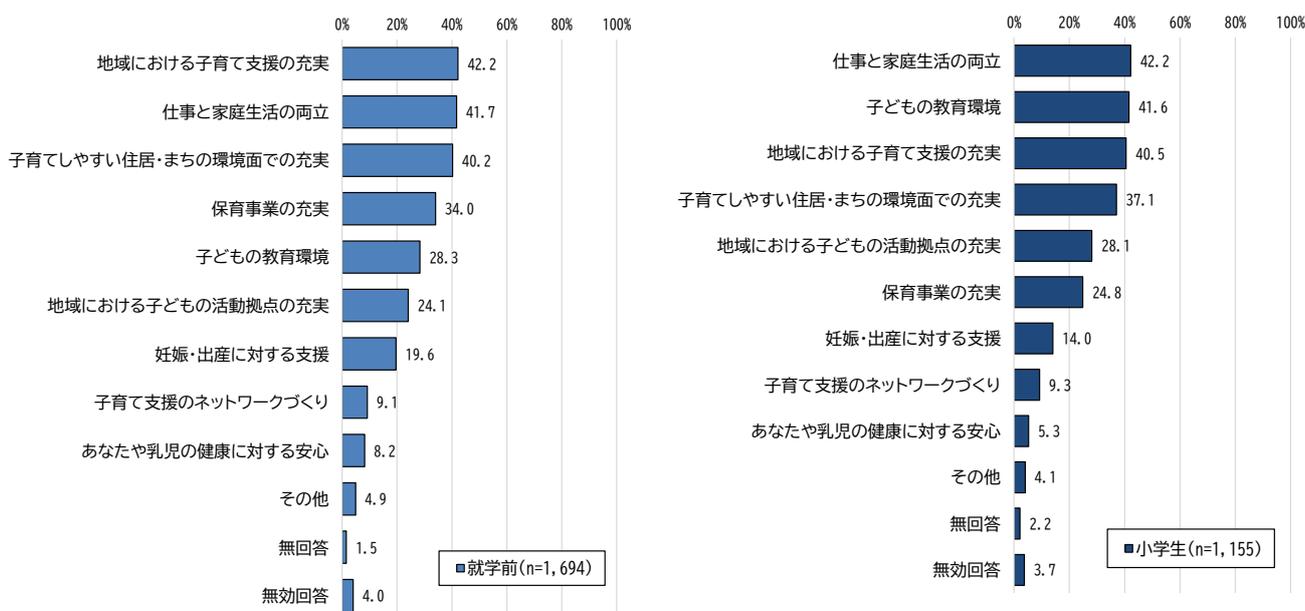


資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

### ③子育てに関する支援ニーズ

就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの教育環境」や「地域における子育て支援の充実」が高くなっています。

<有効と考える支援・対策>



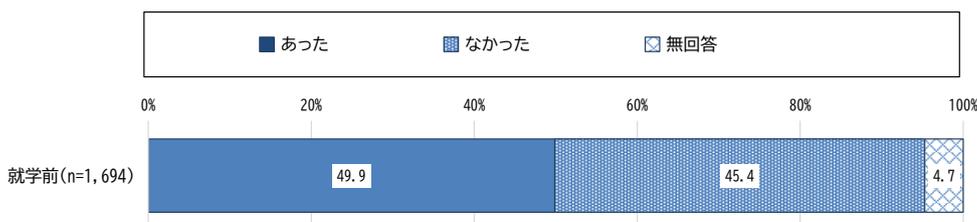
### ④産前・産後のサポートについて

就学前(保護者)調査で、「お子さんを出産した前後に、マタニティブルーまたは産後うつなど、つらい時期はありましたか」と尋ねた設問については、「あった」の回答割合が約半数となっています。

「出産前後の体調不良時などに利用できる、産前産後家事・育児支援事業を利用したことがありますか」と尋ねた設問について、「利用している」と「利用したことがある」の回答割合は合わせて11.9%でした。

「産前産後家事・育児支援事業を今後、利用したいと思いますか」と尋ねた設問については、「今後、利用したい」の回答割合が43.9%となっています。

<マタニティブルーや産後うつの経験の有無>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

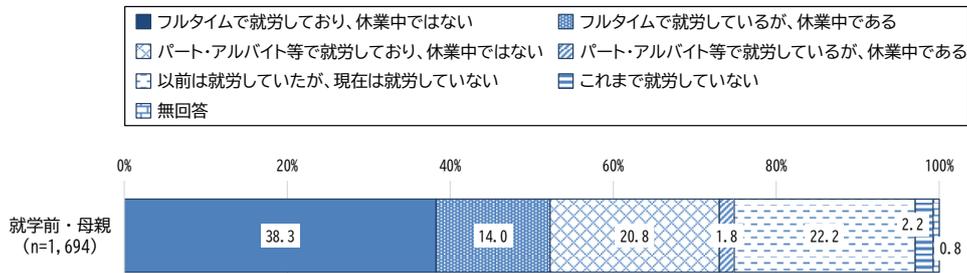
## (2) 教育・保育に対するニーズの変化、子育て環境の変化

### ①保護者の就労状況の変化

就学前(保護者)調査での保護者の就労の状況について、母親は「フルタイムで就労しており、休業中ではない」の回答割合が最も高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、今回の調査結果のほうが就労している方の割合が10ポイント以上高くなっています。

子どもの年齢別の集計では、母親について「フルタイムで就労しており、休業中ではない」または「フルタイムで就労しているが、休業中である」の回答割合は、子どもが「0歳児」の場合には65.0%、「1歳児」の場合には59.9%、「2歳児」の場合には54.5%となっています。

<母親の就労の有無と休業(産休・育休など)の状況>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

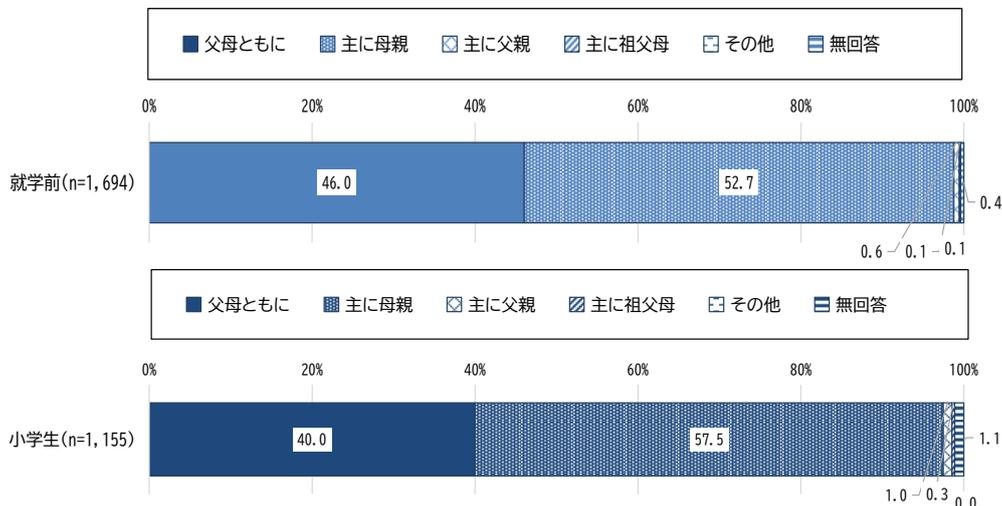
### ②家事・育児に関する父母の関わり方の変化

就学前(保護者)調査において、「お子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか」と尋ねた設問については、「主に母親」の回答割合が最も高くなっていますが、5年前の調査結果と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

小学生(保護者)調査での同様の設問については、5年前の調査結果と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

なお、男性の働き方に関して、5年前の調査結果と比較すると、1日あたりの就労時間が短くなっている傾向にあり、普段家を出る時間はより遅い時間帯に、家に帰る時間はより早い時間帯になっているという変化もみられています。

<子育てを主に行っている方>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

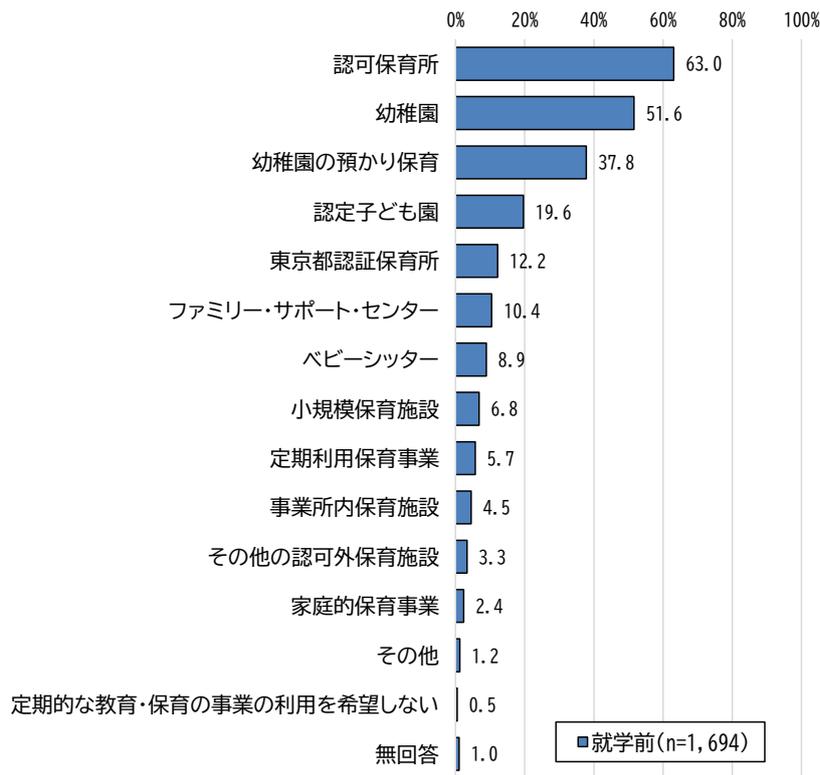
③平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業

定期的な教育・保育の利用について、現在利用している方の割合は、子どもが「0 歳児」の場合には 32.6%、「1 歳児」の場合には 70.8%、「2 歳児」の場合には 85.4%となっています。

現在利用していない方も含め、利用したいと考える事業としては、「認可保育所」の回答割合が 63.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の回答割合が 51.6%となっています。5年前の調査結果と比較すると、「認可保育所」の回答割合は今回の調査結果のほうが 10 ポイント以上高くなっています。

利用したいと考える事業について子どもの年齢別の集計では、子どもが「0歳児」の場合、「認可保育所」の回答割合が 79.9%、「幼稚園」の回答割合が 42.5%となっています。

<平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

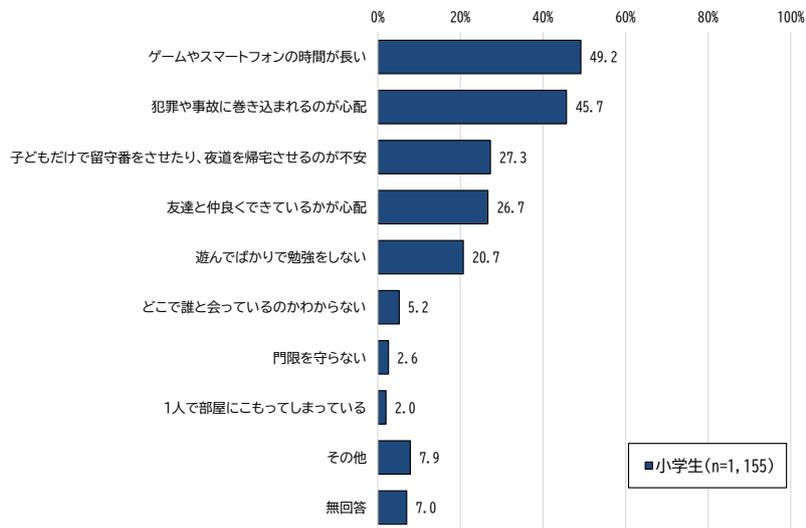
### (3) 子ども・若者に関する課題やニーズ

#### ①子どもの放課後の過ごし方、居場所

小学生(保護者)調査で、「お子さんの放課後の過ごし方で心配していることはなんですか」と尋ねた設問については、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」の回答割合が最も高く、次いで「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」の回答割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」の回答割合は今回の調査結果のほうが 10 ポイント以上高くなっています。

「お子さんが過ごす場所として、次のような場所があった場合に使いたいと思いますか」と尋ねた設問について、「興味がある」または「使ってみたい」の回答割合は、「(学校以外で)いろいろな遊びや経験ができる場所」については 9 割以上となっています。

<放課後の過ごし方で心配していること>



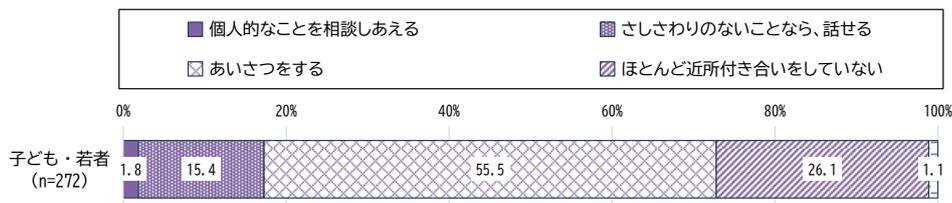
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

#### ②子どもの放課後の過ごし方、居場所

子ども・若者調査で、「あなたは、隣近所の人と、どの程度近所付き合いをしていますか」と尋ねた設問については、「ほとんど近所付き合いをしていない」の回答割合が約 3 割となっています。

5年前の調査結果と比較すると、「ほとんど近所付き合いをしていない」の回答割合は、今回の調査結果のほうが 10 ポイント程度高くなっています。

<隣近所の人との近所付き合いの程度>

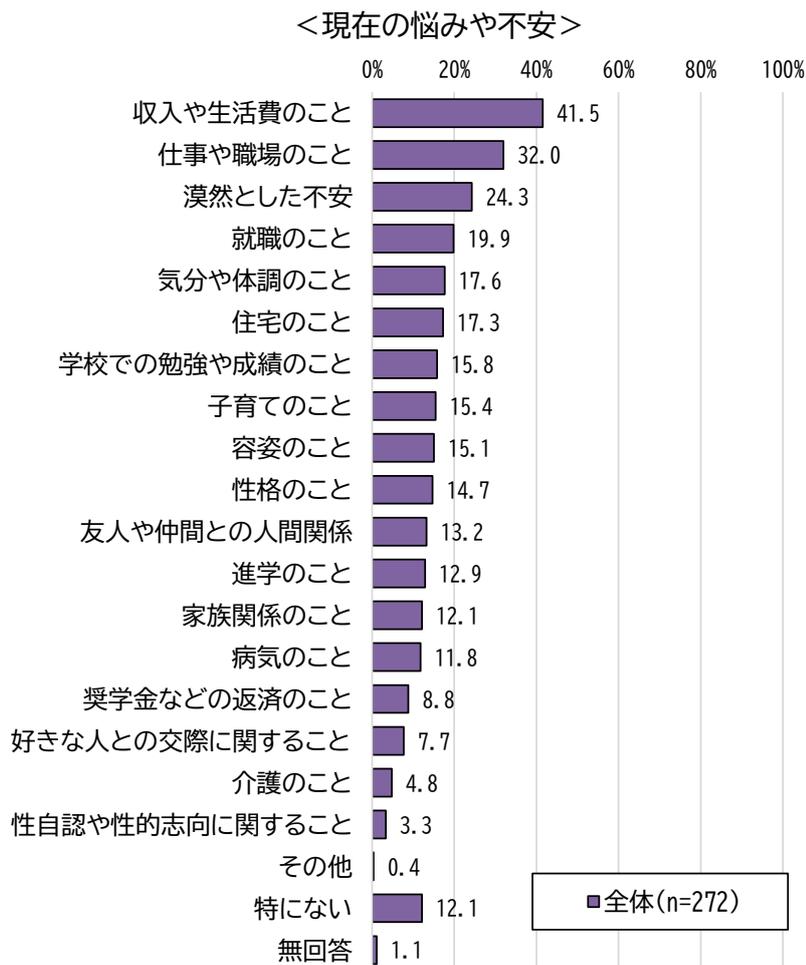


資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

### ③子ども・若者の悩みごと・困りごと等

子ども・若者調査で、「現在、悩みや不安はありますか」と尋ねた設問については、「収入や生活費のこと」の回答割合が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」や「漠然とした不安」の割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「収入や生活費のこと」や「漠然とした不安」について、今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

「将来に不安を感じていますか」と尋ねた設問については、「なんとなく感じている」の回答割合が50.0%と最も高く、次いで「感じている」の回答割合が29.0%となっています。5年前の調査の結果と比較すると、「感じていない」の回答割合は、今回の調査結果のほうが5ポイント以上低くなっています。

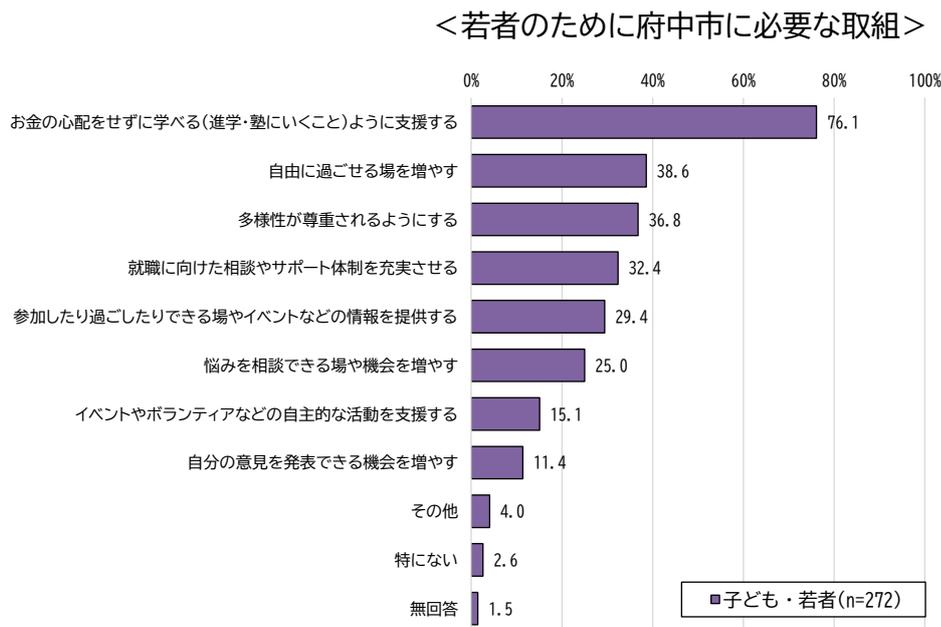


資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

#### ④子ども・若者のために必要な取組

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思われますか」と尋ねた設問については、「お金の心配をせずに学べる(進学・塾に行くこと)ように支援する」の回答割合が最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」や「多様性が尊重されるようにする」の割合が高くなっています。

5年前の調査結果と比較すると、「お金の心配をせずに学べる(進学・塾に行くこと)ように支援する」の回答割合は今回の調査結果のほうが20ポイント以上高くなっています。また、「自由に過ごせる場所を増やす」についても、今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

#### ⑤国や府中市、学校などに伝えたいこと

「あなたは、国や府中市、学校などにあなたの思ったことや意見を伝えることができるとしたら、どのようなことを伝えたいと思いますか」という形で、子どもからの意見を聴取しました。

自由記述による回答を分類すると、小学生では、「学校・友だち等関連」として、例えば、「学校で一人になれる場所を作ってほしい。一人で本を読める場所など。」など、「学校設備や備品」に関する内容が最も多くなっていました。また、「社会・施策等関連」では、例えば、「人々の一つ一つの行動や働きが、地球に優しくあったらいいなと思う。」や「差別などがなく、自分の生き方に自由な世界、「男だからこうしなさい」「女だからこうしなさい」など、人の人生を奪わない世界にしたいです。」など、広く社会の方向性等に関する意見を述べるような、「社会一般」に関する内容が多くなっていました。

中学生については、「学校・友だち等関連」について、例えば、「クラスによってルールが違うのはやめてほしい。」など、「校内のルール」に関する内容が多くなっています。また、「社会・施策等関連」については、例えば、「税金をもっとうまく使ってください。」など、「財政」に関する内容が最も多くなっていました。

＜小学生・中学生が国や府中市、学校などに伝えたいこと＞

小学生				中学生			
分類 (学校・友だち等関連)	件数	分類 (社会・施策等関連)	件数	分類 (学校・友だち等関連)	件数	分類 (社会・施策等関連)	件数
学校設備や備品	48	社会一般	56	校内のルール	39	財政	41
授業内容・宿題等	41	公園等の施設について	40	学校設備や備品	37	社会一般	31
教員について	37	市や都の政策・施策・取組について	36	教員について	35	公園等施設・設備について	30
校内のルール	32	まちづくりやまちの美化、緑化	34	制服・髪型・身なり等	35	教育政策・子ども政策	28
悩みごとやいじめ等	30	遊び場所・時間、遊具等	27	悩みごとやいじめ等	24	市や都の政策・施策・取組について	18
授業時間、授業数等	25	経済・物価	23	授業内容・宿題等	24	まちづくりやまちの美化、緑化	18
給食	20	国際紛争	20	部活動・課外活動など	22	国際紛争・国際関係	14
相談の方法・相手・時間	19	財政	16	授業時間、授業数等	19	国の政策・施策・取組について	12
友だちや他の子どもとの関係	11	国の政策・施策・取組について	16	試験・成績	16	医療・福祉	11
学校のクラス	8	道路整備や交通環境	14	給食	15	経済・物価	11
通学路の整備や通学方法	8	学校外での学びの場所・時間	9	学費	12	学校外での学びの場所・時間	9
居場所	8	子どもの権利について	7	不登校	12	国会・政党	9
ランドセル	7			相談の方法・相手・時間	11	子どもの権利について	7
クラブ活動等	5			友だちや他の子どもとの関係	10	道路整備や交通環境	6
家庭環境について	5			受験・進学	10		
				ネットセキュリティ	8		
				荷物	8		
				通学路の整備や通学方法	6		
				学校行事	4		

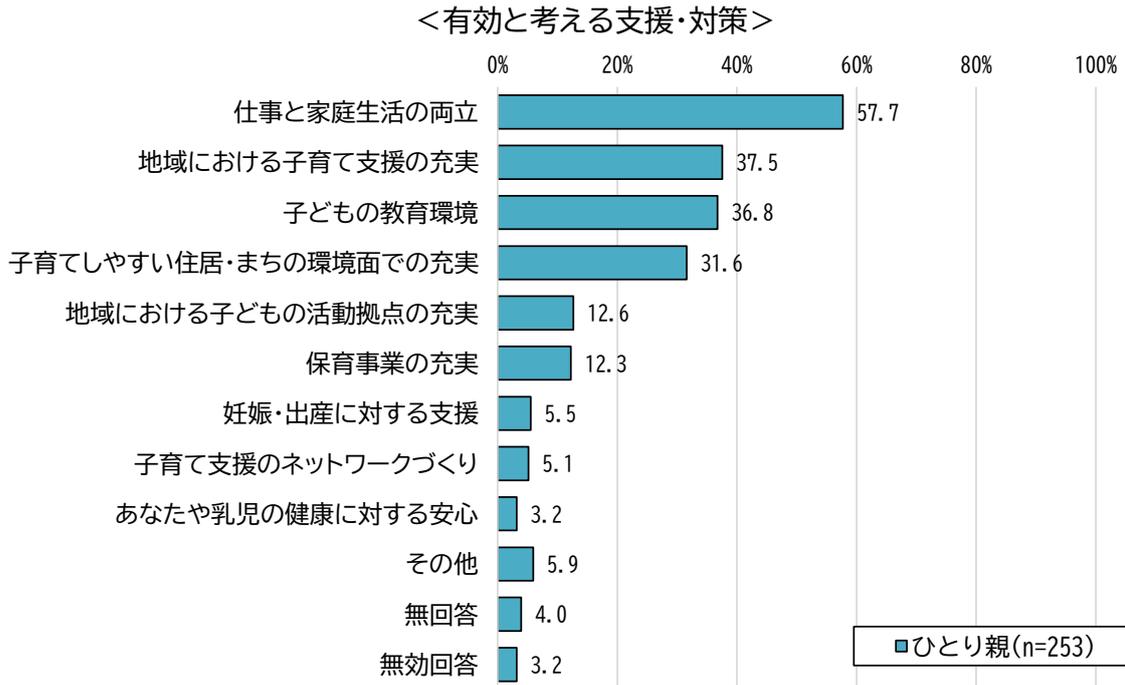
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

## (4) ひとり親家庭における課題やニーズ

### ①子育てに関する課題

ひとり親調査において、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」や「子どもの教育環境」の回答割合が高くなっています。

就学前(保護者)調査や小学生(保護者)調査と比較すると、ひとり親調査においては「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が特に高い傾向にあります。



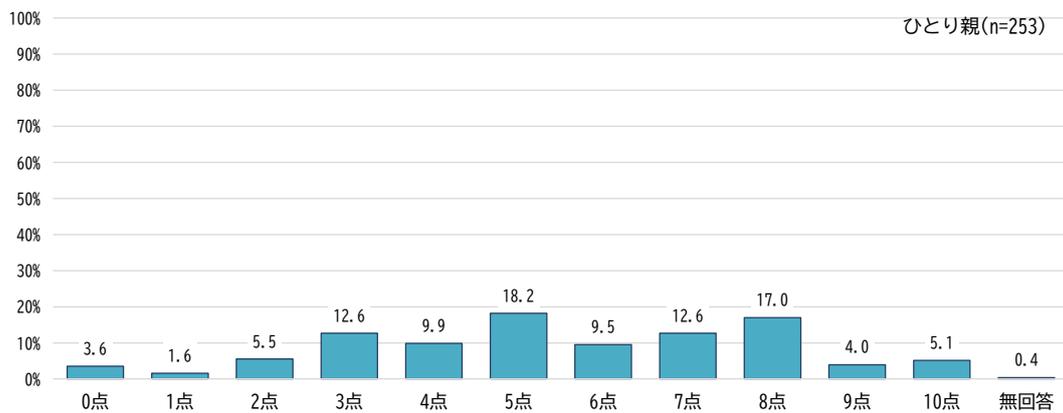
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

## ②経済面・生活面での課題

「家計について次のような不安や悩みごとはありますか」と尋ねた設問については、「学費等の教育費が払えるか」の回答割合が 67.2%と最も高く、次いで「お金がたまらない」の回答割合が 62.1%となっています。

また、「全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか」と尋ねた設問については、「5点」の回答割合が 18.2%と最も高くなっています。就学前(保護者)調査や小学生(保護者)調査では「7点」の回答割合が最も高くなっており、その結果と比較すると、ひとり親調査においては満足度が低い回答の割合が高い傾向にあります。

### <生活全般の満足度>



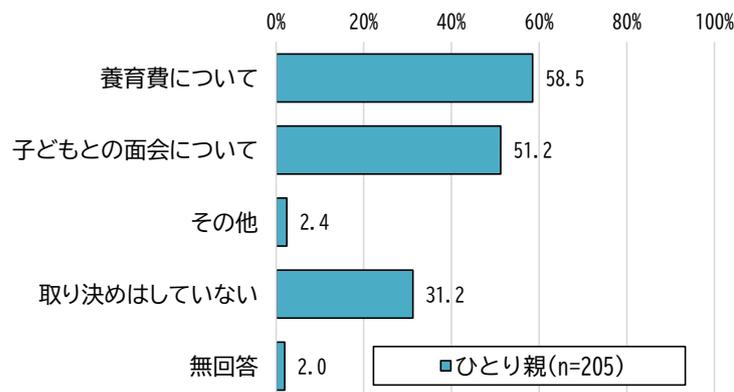
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

## ③養育費等の取り決め

離婚によりひとり親になった方の場合に、「離婚の際に取り決めをしたことはありますか」と尋ねた設問について、「養育費について」の回答割合は 58.5%となっています。「取り決めはしていない」の回答割合は 31.2%でした。

また、養育費を受けとっているかについては、「受けとっている」の回答割合が 42.9%となっています。

### <離婚の際に取り決めをしたこと>



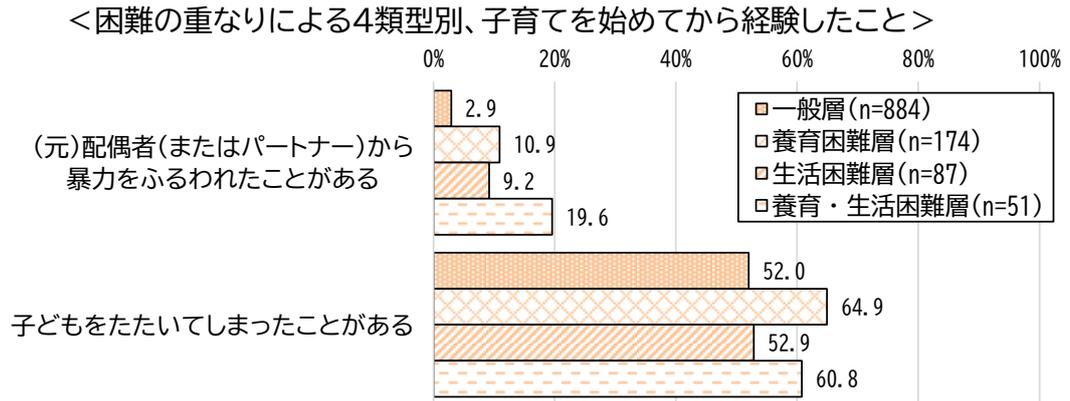
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

## (5) 困難な状況にある家庭の課題やニーズ

### ① 困難家庭における DV・虐待等の課題

小中学生保護者調査において、「あなたは、お子さんの子育てを始めてから、以下のような経験をしたことがありますか」と尋ねた設問について、「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがある」と回答した割合は、特に「養育・生活困難層」で回答割合が高い傾向となっています。

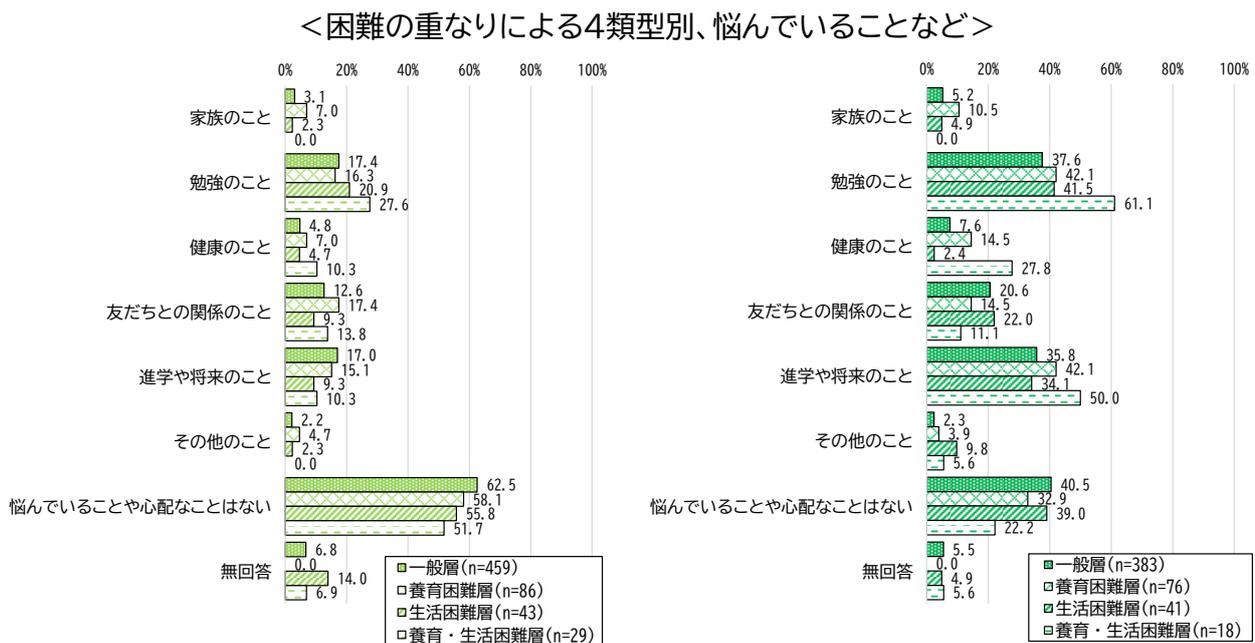
また、「子どもをたたいてしまったことがある」については、「養育困難層」や「養育・生活困難層」において回答割合が高い傾向となっています。



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

### ② 子どもの学習等に関する課題

小学生調査・中学生調査で「あなたがいま悩んでいることや心配なこと、困っていることや、誰かに相談したいと思っていることがあれば、教えてください」と尋ねた設問については、小学生・中学生ともに、「養育・生活困難層」において「勉強のこと」の回答割合が高い傾向にあり、他方で、「悩んでいることや心配なことはない」の回答割合は低い傾向となっています。



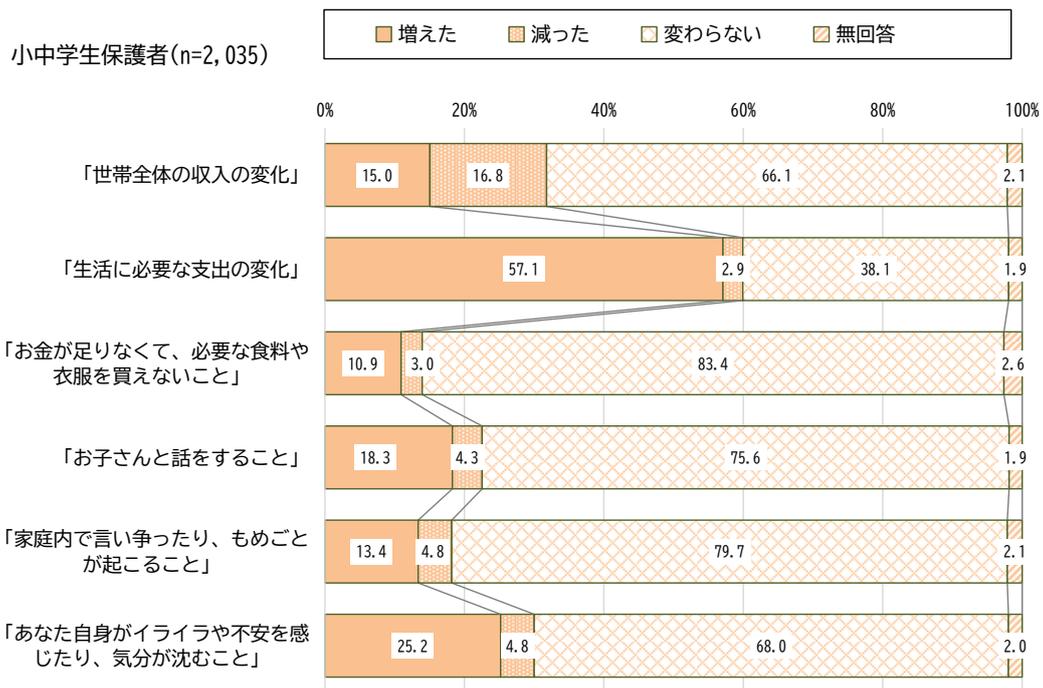
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

### ③新型コロナウイルス感染症による生活状況の変化

「あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大前(2020年2月以前)と比べて、どのように変わりましたか」と尋ねた設問について、「世帯全体の収入の変化」については、「減った」の回答割合が16.8%となっており、「増えた」の回答割合よりも高くなっています。

また、「家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること」について「増えた」が13.4%、「あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について「増えた」が25.2%となっており、やはり、「減った」の回答割合よりも高くなっています。

<新型コロナウイルス感染症の拡大による生活状況の変化>



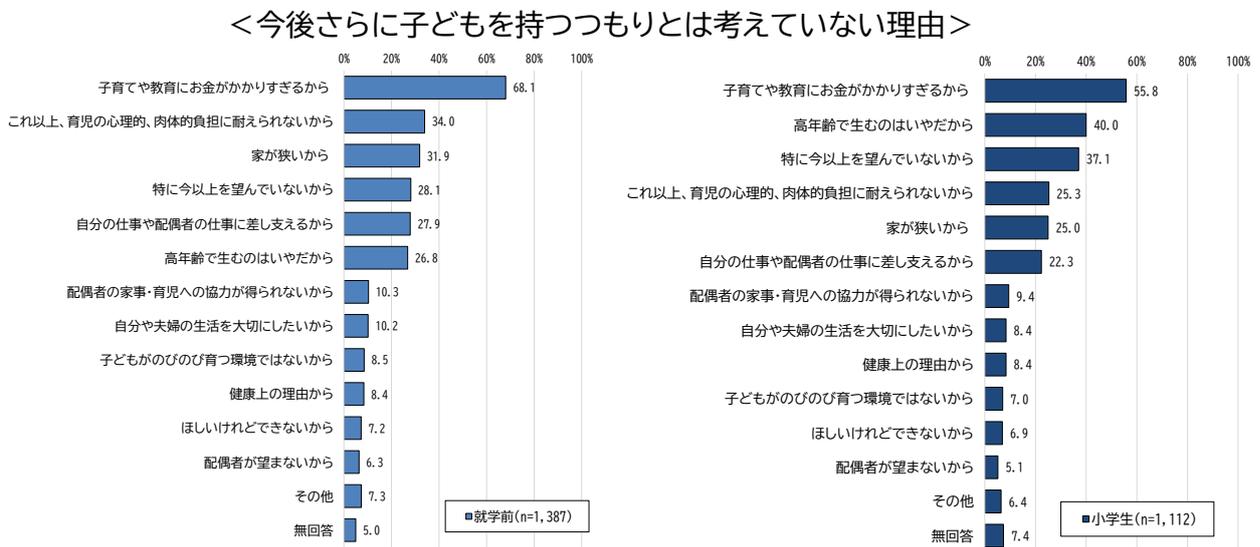
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

## (6)子どもを持つことへの考え方について

### ①子どもをさらに持つことに関する考え

就学前(保護者)調査で「今後さらに子どもを持ちたいと思いますか」と尋ねた設問について、「これ以上は望んでいない」の回答割合が37.6%と最も高く、次いで「持ちたいが、現実的には難しい」が36.0%、「持つつもりである」が16.6%となっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「これ以上は望んでいない」の回答割合が65.1%と最も高く、次いで「持ちたいが、現実的には難しい」が27.8%、「持つつもりである」が2.2%となっています。

今後さらに子どもを持つつもりとは考えていない場合の理由として、就学前(保護者)調査では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高く、次いで「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」の回答割合が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」の回答割合が高くなっています。



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子ども生活実態調査 調査報告書

## (7) ヒアリング調査により把握された現状や課題

### ①ヒアリングを実施した機関・団体等がかかわりを持つ保護者にみられる課題等

ヒアリング調査を通じて、保護者に見られる課題等として、次のような点が把握されました。

把握された課題等	ヒアリング調査結果の概要
保護者の精神疾患、障害等による養育の困難	保護者が精神疾患や発達の障害等の課題を抱えており、養育が困難になっている場合があります。
外国籍・外国にルーツがある保護者の課題	外国籍・外国にルーツがある保護者の場合には、言葉の問題や文化の違いによって課題を抱えることが多くなっています。近年、国籍がより多様になっており、通訳の対応が課題になることもあります。
複合的な課題、課題の多様化	保護者(家庭)における課題は、単一の内容でなく、複数の内容が重なっていることがあります。また、近年課題がより多様化しています。
近年の新型コロナウイルス感染症の影響等	新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭内で虐待やDV等の課題が起きることが多くなったり、地域とのつながりの希薄化が進んだ傾向があります。

### ②ヒアリングを実施した機関・団体等がかかわりを持つ子どもにみられる課題等

ヒアリング調査を通じて、子どもに見られる課題等として、次のような点が把握されました。

把握された課題等	ヒアリング調査結果の概要
学習支援の必要性	学習に遅れ等がみられ、より丁寧な学習支援が必要な子どもがいます。特に不登校の子どもに対する学習支援が課題になっています。
障害に関する支援の必要性	発達面に課題を抱える子どもに対しては、専門的な医療・療育の支援が必要となっています。また、障害がある子どもと同居するきょうだいに課題が生じることもあります。
登園・登校支援の必要性	保護者の養育に課題がある場合に、子どもの登園・登校を支援することも必要になります。
外国籍・外国にルーツがある子どもの課題	外国籍・外国にルーツがある子どもの場合には、言語習得・学習面の課題だけでなく、保護者との関係に課題が生じることがあります。
近年の新型コロナウイルス感染症の影響等	新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもがネットに触れる時間やゲームをする時間が長くなった傾向があります。

## 第3章

### 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系



## 3-1 「こども計画」の策定に当たって

第2章「府中市における現状」でみたように、子ども・若者に関する課題や支援ニーズは様々な観点から把握することができます。こども大綱では、すべての子ども・若者が「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」を目指すと言われていますが、本市においても「こども計画」を策定し、「こどもまんなか」の観点により、各施策の推進を図っていくことが重要と考えます。

他方で、本市においては「第2次府中市子ども・子育て支援計画」にて、「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します」を基本理念とし、各事業・施策の推進を図ってきました。この理念は、まさに「こどもまんなか」を重視する考えを示したものでした。また、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」においては、「3つの視点」として、「1 子どもの幸せを第一に考える視点」「2 全ての子育て家庭を支援する視点」、「3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点」を設定していました。これらは、一人ひとりの状態やライフステージに応じた支援等を行うこと、全ての子ども・若者や保護者を支援等の対象とすること、地域における連携等を重視しながら取組を推進していくことなど、こども大綱に「6つの柱」として示されている要素と対応関係にある内容を示したものとなっています。

これらのことを踏まえ、本市において「こども計画」を策定するに当たっては、基本理念や施策推進の「3つの視点」について、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」で設定した内容を踏襲する形で設定しました。また、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」において基本理念及び施策推進の「3つの視点」に基づき設定していた「6つの基本目標」についても、基本的な枠組みは踏襲しつつ、見直し・更新をする形としました。

ただし、本計画は「こども計画」として、少子化に関する対策や若者への施策の充実など、従来の子ども・子育て支援計画には盛り込まれていなかった、下記のような内容を新たに盛り込み、包括する計画としています。こども基本法やこども大綱における考え方や用いられている用語等を反映して見直し・更新をした点や、新規に追加した内容については、「3-2 基本理念及び施策推進の「3つの視点」及び「3-3 6つの基本目標」の節において、下線を引くなどして強調する形で示しています。

- プレコンセプションケアの推進など、成育医療等に関する保健・医療の充実に関する内容を追加
- 小学生の放課後の居場所づくり以外の点も含めた、こども・若者全般に関する居場所づくりや学習環境の充実、多様な体験の提供に関する内容を追加
- ヤングケアラーや外国につながる子どもへの支援に関する内容を追加
- 子どもの貧困対策に関する内容として、児童手当や医療費助成等の支援施策だけでなく、様々な取組で子どもやその保護者を支え、見守っていくという内容を追加
- 計画全体を通じて、子ども・若者の意見を尊重し、子ども・若者の意見を反映した子ども施策を推進していくため、子ども・若者や子育て当事者からの意見聴取の方法を検討

## 3-2 基本理念及び施策推進の「3つの視点」

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せ(ウェルビーイング)につながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

こうした大切な存在である子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの意見を尊重し、子どもの意見を反映した子ども施策を推進していくものとし、本計画の【基本理念】及び【施策推進の「3つの視点」】を次のとおり定めます。

### 【基本理念】

次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、  
子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します

～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～

## 【施策推進の「3つの視点」】

### 1 子どもの幸せを第一に考える視点

子どもが権利の主体であるということを認識し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるように配慮していきます。

また、すべての子どもが豊かな人間性を形成し、将来に希望を持ち、自立して家庭を持つことができるよう、ライフステージに応じた、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

### 2 全ての子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援施策を推進します。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援については、それぞれの子どもや家庭が抱える背景の多様化等の状況に応じて、アウトリーチや家庭支援事業による支援など、きめ細やかな取組を進めます。

### 3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要です。よりいっそうの連携の推進を図り、様々な担い手が参画、協働して、包摂性のある取組を進めます。

## 3-3 6つの基本目標

基本理念及び施策推進の「3つの視点」に基づき、次の6つの基本目標により、子ども施策を推進します。

### 1. 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育てを地域で支える仕組みづくりを行います。

プレコンセプションケアの推進や子どもの発達に関わる相談・支援の充実等を図っていきます。

### 2. 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育や一時預かり事業の拡充など、多様な保育ニーズに対応できる取組みを進めます。

### 3. 学齢期から青年期への支援

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、子どもの選択肢を広げる多様な体験の提供、青少年の健全育成に資する取組や社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組等を進めます。

### 4. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、それぞれの状況に応じて就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

### 5. 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児道やその家庭への支援を行います。

また、子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。このほか、ヤングケアラーや外国につながる子どもなど、様々な課題に対応する取組を推進します。

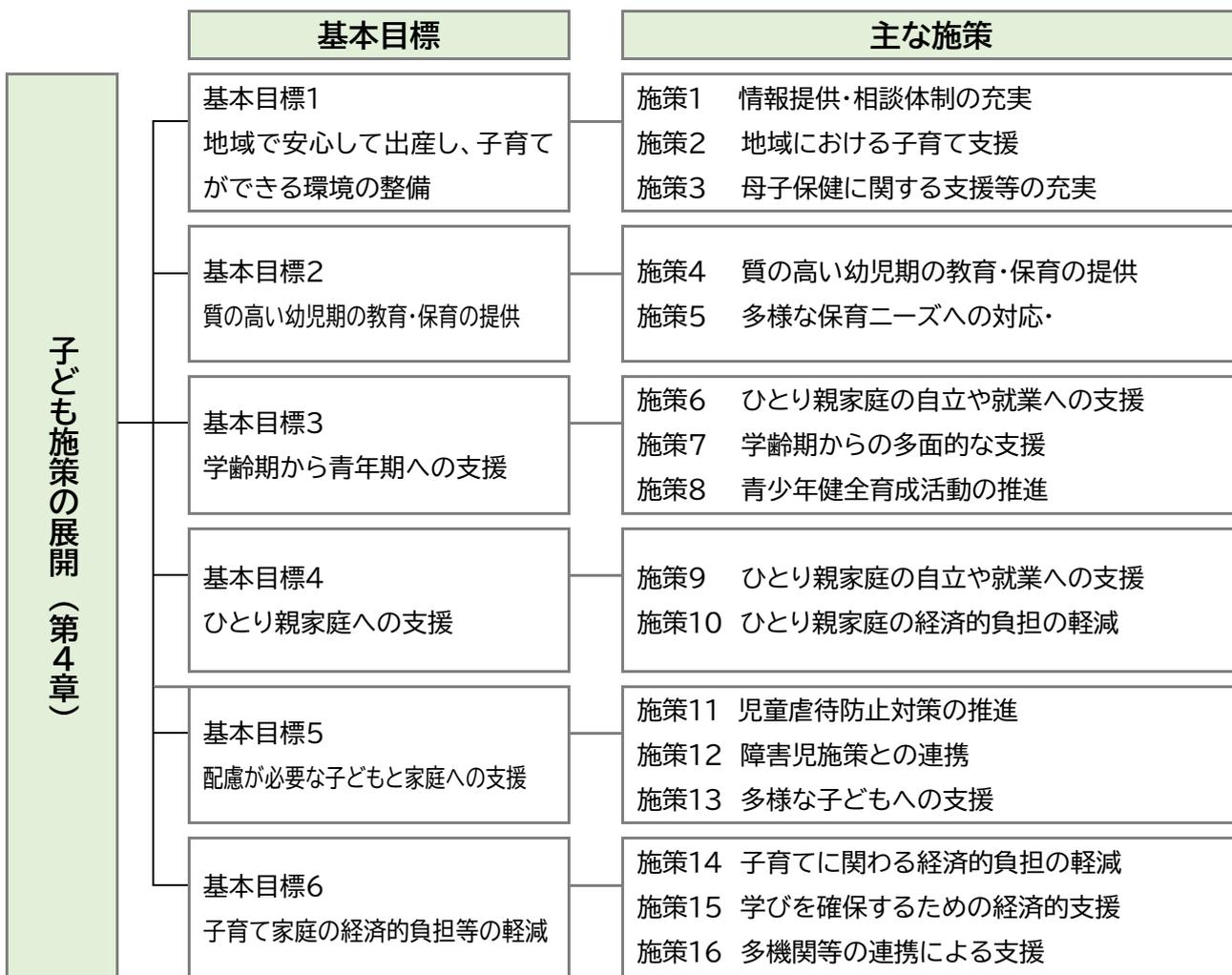
### 6. 子育て家庭の経済的負担等の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成、教育・保育に関わる補助等を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みづくりを進めるため、地域のネットワークづくりや市民協働の取組等を推進します。

### 3-4 施策の体系

基本理念	次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、 子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します ～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～
施策推進の「3つの視点」	1. 子どもの幸せを第一に考える視点 2. すべての子育て家庭を支援する視点 3. 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点



子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」(第5章)



# 第4章

## 施策の展開



# 基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

## 施策1 情報提供・相談体制の充実

### 現状と課題

子どもがいる世帯のうち、祖父母と同居する世帯の割合は継続的に減少傾向にあります。また、市民意向調査では、新型コロナウイルス感染症などの影響で外部とのコミュニケーションの機会が減少し、地域のつながりが希薄になったと感じている人がおり、コミュニティのあり方が変化していることが分かりました。

このような環境下において、出産や子育てに不安や悩みを抱く若者・保護者は少なくないと考えられます。本市では、こうした不安や悩みを解消するため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、子育て情報誌の配布や、インターネットを活用した子育てサイト・アプリなど、多様な媒体により情報提供してきました。また、令和4年7月からは、保健センターで実施していた母子保健事業と子ども家庭支援センター「たち」の子ども家庭総合支援拠点事業を一つの施設で連携して実施する子育て世代包括支援センター「みらい」を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。

令和6年度からは、子育てサイト「ふわっと」及び予防接種ナビ「ちっくん」を「ふちゅう子育て応援アプリ」へ統合しリニューアルしました。子育て情報に関しては、子どもの成長段階に応じた情報を適切な年齢層に適切なタイミングで届ける必要があることから、SNS等の様々なツールの特性を生かした内容の充実が求められます。

相談体制に関しては、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないように、地域での相談しやすい体制を構築するとともに、自分から相談できない方に対しては、アウトリーチによる見守りや相談が重要と考えられます。

### DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者支援事業実施個所数	8か所	8か所	9か所	9か所
基本型 (利用者支援及び地域連携を実施)	5か所 たち、はぐ	5か所 たち、はぐ	6か所 たち、はぐ みらい(相談)	6か所 たち、はぐ みらい(相談)
特定型 (主に保育施設等の利用を支援)	2か所 コンシェルジュ しらとり	2か所 コンシェルジュ しらとり	2か所 コンシェルジュ しらとり	2か所 コンシェルジュ しらとり
母子保健型 (保健師等が妊産婦等を支援)	1か所 保健センター	1か所 保健センター	1か所 みらい(母子)	1か所 みらい(母子)
子育てサイト「ふわっと」アクセス件数	35,569件	38,479件	39,280件	39,498件

## DATA 実態調査結果

- 保護者の抱える育児不安は様々で、子どもの年齢・成長段階によって悩みごとの内容は異なっています。(P24 第2章2-2(1)「①子育てに関する不安や悩み」に掲載)
- 子育てに関する情報を受け取る媒体として、SNS やメールを希望する割合が近年高まっています。(P25 第2章2-2(1)「②子育てに関する情報入手に関するニーズ」に掲載)

## 施策の方向性

地域のつながりの希薄化が進む中で、SNS やアプリ等も活用しながら、子育て関連の情報発信やひろば・相談事業等の利用促進を図っていきます。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供を行っていきます。

子育て世代包括支援センター「みらい」において、情報共有の円滑化など母子保健分野・児童福祉分野で連携し、妊娠時からの切れ目ない支援を一体的に実施します。母子手帳交付時の妊婦全数面談では妊婦の支援ニーズを確認していきます。来所が難しい方へも電話やオンライン面談等で支援を行います。

地域子育て支援センター「はぐ」において、利用者支援事業の充実を図り、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュによる相談支援を継続します。

また、児童福祉法の一部改正を踏まえ、利用者支援事業基本型を実施する「たち」及び「はぐ」については、妊産婦、子育て世帯、子どもが身近な場所で気軽に相談できる地域子育て相談機関の機能を備えます。令和8年度には、新たに「はぐ」を2か所開設することにより、市内のすべての教育・保育提供区域に地域子育て相談機関を整備します。

## 主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	利用者支援事業(★)	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業(基本型の「たち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。)本市では子育て世代包括支援センター「みらい」において母子保健型・こども家庭センター型の事業を実施。
2	子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じる事業
3	子育て情報等推進事業	出産や子育て支援に関する情報をインターネットや子育て情報誌など多様な媒体を活用して提供する事業

(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方を定める事業)

## 当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、特に相談業務において、対面や電話、チャット等のツールの中から、市民が意見を伝えやすい手法を通じて、子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取を行っていきます。

## 施策 2 地域における子育て支援

### 現状と課題

地域とのつながりがより希薄になり、身近に相談できる相手がいないなど、在宅での子育てにおいては、育児の孤立化が問題とされています。「仕事と家庭生活の両立」や「地域における子育て支援の充実」に関する支援ニーズが高くなっています。子育て世帯の働き方の変化等を踏まえた支援等の充実を図っていくことが重要と考えられます。

市では、各保育所において在宅で子育てをする家庭を対象に、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を通じて、地域での孤立化を防止しています。また、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体を支援することで、地域交流の促進や見守り体制の充実を図っています。地域では、親子が気軽に立ち寄れる場所として子育てひろばを展開するとともに、幅広い年齢層と交流できる場所である子ども食堂を支援するなど、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

「子どもの誕生前から幼児期まで」は、「人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期」と考えられています。家庭を基本として、養育の第一義的責任を有する保護者や養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援することが大切です。

### DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業) 延べ利用人数	31,626人	50,327人	82,209人	112,998人
市立保育所(地域子育て支援センター)	11,076人	15,943人	16,633人	15,505人
子ども家庭支援センター	15,149人	21,975人	54,651人	86,121人
私立保育園	3,617人	4,721人	3,971人	3,958人
その他	1,784人	7,688人	6,954人	7,414人

※LINEを活用した、ひろばの日程表及び「はぐ」カレンダーの配信、予約制の導入など、利便性が高まったことで参加率の上昇した。

※子ども家庭支援センターでは、コロナ禍中は利用制限等を実施したため、利用者が減少していた。

### DATA 実態調査結果

- 就学前(保護者)調査で、「子育てに関して親族や身近な友人・知人以外で気軽に相談できる先」について「相談できる相手はいない」と回答した割合が約2割となっています。(P24 第2章2-2(1)「①子育てに関する不安や悩み」の文章中に掲載)
- 就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」の回答割合が最も高くなっています。(P26 第2章2-2(1)「③子育てに関する支援ニーズ」に掲載)

## 施策の方向性

地域で気軽に交流できる拠点として、市立保育所(基幹保育所)における地域子育て支援センター「はぐ」の整備を進めます。また、拠点区域内の子育てひろばのニーズ量のバランスを取りながら、地域子育て支援事業として文化センター等を活用した子育てひろばを実施するほか、私立保育園の子育てひろばなどを計画的に実施していきます。

「はぐ」の周知方法として、引き続きLINEでの情報発信や子育て世代包括支援センター「みらい」が実施する訪問支援などの機会を通じて、多くの方に利用してもらい、安心して子育てができるようにしていきます。

地域における子育てのネットワークづくりについては、子育て家庭を支援するために地域で様々な活動に取り組んでいる機関・団体等との連携を図りつつ、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体への支援を通じて、市民との協働により推進します。特に、社会的な認知度の向上等により、利用者側のニーズに加えて提供者側の参入意欲も高まって子ども食堂については、支援の拡充を図っていきます。

子育ての孤立化を防ぐため、家庭に引きこもっている親子や要支援家庭の把握など各関係機関と情報を共有し連携をさらに強化します。

## 主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	地域子育て支援事業	市立保育所(基幹保育所)において、利用者支援事業や地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業を行うほか、地域における子育て支援を実施する事業
2	子育てひろば事業(地域子育て支援拠点)事業(★)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
3	地域子ども・子育て応援事業費補助金	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助する事業

(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

## 当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、利用者に対してアンケートを実施するほか、来所者との交流の中で意見を聴く取組を実施することを通じて、子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取を行っていきます。

## 施策3 母子保健に関する支援等の充実

### 現状と課題

近年出生率・出生数が低下していますが、若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、プレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。発達に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していくことが重要と考えられます。

また、孤立した育児環境や望まない妊娠などの問題がある中、妊娠中や出産前後においては、多くの家庭がマタニティブルーや産後うつなど母親自身の健康状態とともに、子どもの発育や発達に対する不安や悩みなどを抱えています。

こうした不安や悩みを解消するため、市では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策として、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、相談を通して出産前後の家庭の家事・育児支援など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図っています。また、各種健診や予防接種、新生児訪問などの実施により、母子の健康管理を促進しています。

しかし、依然として出産前後に不調を感じる母親の割合が高くなっています。保護者が精神疾患や発達の障害等の課題を抱えており、養育が困難になっている場合もあると考えられます。妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を充実し、切れ目のない支援を提供するとともに、アウトリーチによる対応等を行っていくことも重要と考えます。

### DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
母子健康手帳交付事業				
母子健康手帳交付冊数	1,790冊	1,672冊	1,611冊	1,518冊
交付時の面談件数	1,765件	1,636件	1,581件	1,496件
新生児訪問数	1,599人	1,618人	1,591人	1,522人
産前産後家庭サポート事業 延べ利用日数	723日	2,310日	3,869日	4,385日
産後ケア事業				
延利用者数(個別型)	213人	313人	389人	573人
延利用者数(集団型)	28人	71人	77人	79人

### DATA 実態調査結果

- 出産に伴い、マタニティブルーや産後うつの経験をする方の割合が高くなっています。(P26 第2章2-2(1)「④産前・産後のサポートについて」に掲載)

## 施策の方向性

引き続き、母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、ひとり親家庭や多胎児家庭など、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠準備期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

また、妊産婦健診や、全ての子どもに対する各種健診、予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して必要な情報を提供するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行っていきます。来所が難しい方へも電話やオンライン面談等で支援を行います。このほか、オンラインで産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に子育てに関する悩みごと等相談できる事業を継続するとともに、母子保健情報をデジタル化することで子育て世帯の利便性向上を目指します。

各種教室については、参加者の意見等を参考に内容を充実させていきます。また、産後ケア事業について、事業の利用にかかる自己負担額の軽減を検討し、利用促進を図ります。その他、プレコンセプションケアの取組として、妊娠・出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を推進します。

## 主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	母子健康手帳交付事業	妊娠届を行った妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職が面談を実施する事業
2	妊婦健康診査事業(★)	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
3	新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)(★)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
4	妊産婦育児教室事業	妊娠から育児期間中の親子を対象とした各種教室を実施する事業
5	定期予防接種事業	感染のおそれのある病気の発生及びまん延を防止するため、各種定期予防接種を実施する事業
6	出産・子育て応援事業	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援(妊娠時・出産後)を一体として実施する事業
7	産後ケア事業	出産後体調が優れないなどの場合に、産婦が休養できる場所を提供し、助産師によるケアなどを行う事業
8	オンライン子育て相談事業	スマートフォンから産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に子育てに関する悩み等が相談できる事業

(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

## 当事者の意見聴取の方法等

---

本施策に関しては、各講座のアンケート調査の実施や、来所した保護者に対して育児に関する不安や困りごと等の支援ニーズの把握を行い、子育て当事者からの意見聴取に取り組みます。

## 基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

### 施策4 質の高い幼児期の教育・保育の提供

#### 現状と課題

本市では、これまで施設整備をはじめとする様々な待機児童の解消に向けた取組を進めてきた結果、待機児童は順調に解消が図られてきています。今後は、女性就業率やそれに伴う保育ニーズの変化に注視するとともに、将来的な児童数の減少が見込まれる中で、各施設で顕著になりつつある欠員への対応が必要になります。

また、子どもの発達において、「子どもの誕生前から幼児期まで」は、「人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期」と考えられています。乳幼児期の子どもの健やかな発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められています。

各幼稚園・保育施設等においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育の推進を図っています。本市では、保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、保育施設等に対して保育支援者巡回支援や指導検査を実施しているほか、外部評価を受ける施設に対して財政支援を行っています。

また、幼児期の教育・保育の質を維持・向上するために、保育士等の人材確保と人材育成が必要となるほか、子ども一人ひとりの成長を中心に据え、連続かつ一貫した教育の充実に取り組むため、幼保小の連携を推進することが重要です。

#### DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
教育・保育事業				
認可保育所	56 箇所	58 箇所	57 箇所	56 箇所
幼稚園(特定教育・保育施設)	4 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
上記以外の幼稚園	15 箇所	15 箇所	15 箇所	14 箇所
特定地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業・ 事業所内保育事業)	3 事業	3 事業	3 事業	3 事業
認可外保育施設	21 箇所	22 箇所	23 箇所	23 箇所
【参考】保育所待機児童数	86人	28人	14人	5人

※継続的な施設整備による定員拡充を図り、保育所の待機児童は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあり、令和6年度は0人となっています。

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育支援者巡回支援事業				
認可保育所	32 か所	41 か所	49 か所	69 か所
認証保育所	10 か所	7 か所	13 か所	20 か所
その他施設	2 か所	3 か所	3 か所	5 か所
保育施設等指導検査事業				
特定教育・保育施設	25 か所	24 か所	19 か所	17 か所
特定地域型保育事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
特定子ども・子育て支援施設等	—	2 か所	3 か所	3 か所

## DATA 実態調査結果

- 定期的な教育・保育で利用したいと考える事業としては、5年前の調査結果と比較すると、「認可保育所」の回答割合が今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。(P28 第2章2-2(2)「③平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業」に掲載)
- 教員・保育士の待遇の改善や配置人数の充実などにより、質の高い教育・保育を提供することが求められています。

## 施策の方向性

子どもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育を推進します。

保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、良質な育成環境を維持できるよう、保育支援者巡回支援や指導検査を引き続き実施します。また、保育支援者巡回支援については、市内の全保育施設を対象施設とするとともに、施設長の変更、苦情や保護者対応に課題が見られる施設を対象に引き続き重点的に実施します。

幼児期の教育・保育の質を維持・向上するため、保育士等のキャリアアップに向けた研修や処遇改善につながる事業を実施する施設に対して財政支援を引き続き行い、保育士の人材確保に努めるとともに、保育士に対する研修等の充実を図ります。

幼保小の連携の推進に当たっては、幼児期及び小学校における教育に関わるすべての機関が、それぞれの教育や保育の目的や目標、取組について十分に理解した上で、円滑な接続を図る必要があります。本市では、公立・私立という設置者の立場を超えて、すべての子どもの健やかな成長に資するため、幼保小の連携に関わる取組を推進します。

## 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1	教育・保育の提供 (☆)	就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、地域型保育事業等を通じて提供する事業
2	保育支援者巡回 支援事業	特定教育・保育施設等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談などの巡回支援を行う事業
3	保育施設等指導 検査事業	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行う事業

(☆)…教育・保育事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

## 当事者の意見聴取の方法等

---

本施策に関しては、保育支援者巡回支援や指導検査で行う施設長等へヒアリングや各施設が受けた外部評価を通じて、各施設に寄せられた利用者からの意見を聴取します。

## 施策 5 多様な保育ニーズへの対応

### 現状と課題

女性の就業率の上昇に伴い、女性(母親)がフルタイムで働く割合が上昇しているなかで、男性(父親)の働き方に関しては、1日あたりの就労時間が短くなっている傾向にあるほか、フレックスタイム制の導入や新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした在宅勤務の増加により、保育ニーズが多様化しています。

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対しては、市内全ての認可保育所で延長保育を実施しているほか、トワイライトステイ事業を行っています。また、不規則の保育ニーズに対しては、一時預かり・定期利用保育、預かり保育、ショートステイ、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、産前産後家庭サポート事業を実施しています。トワイライトステイ事業やショートステイ事業は、レスパイト・ケア等の支援が必要な子ども・保護者も利用する事業でもあり、これらのニーズに対応することも重要です。

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化することが求められています。

### DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延長保育事業実施施設数及び延べ 利用人数	56 施設 2,860 人	57施設 2,993 人	57施設 3,059 人	56 施設 3,194 人
午後 7 時まで(再掲)	35 施設	35 施設	35 施設	34施設
午後 8 時まで(再掲)	19 施設	20 施設	20 施設	20 施設
午後 10 時まで(再掲)	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
一時預かり・定期利用保育事業実施 施設数及び延利用人数	31施設 12,086 人	33施設 12,466 人	32施設 13,466 人	32施設 14,444 人
ショートステイ(子育て短期支援事 業)実施個所数及び延利用人数	3か所 77 人	3か所 127 人	3か所 172 人	3か所 263 人
トワイライトステイ(子育て短期支援 事業)実施個所数及び延利用人数	2か所 2,116 人	2か所 2,147 人	2か所 2,337 人	2か所 2,351 人
ファミリー・サポート・センター事業				
小学生 延利用人数	908 人	854 人	515 人	833 人
未就学児 延利用人数	1,897 人	1,563 人	1,685 人	1,438 人
提供会員数	498人	481人	455人	462人

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
病児・病後児保育事業				
病児・病後児対応型実施個所数 及び延利用人数	2か所 109人	3か所 243人	3か所 211人	3か所 626人
体調不良児対応型実施個所数 及び延利用人数	5か所 419人	5か所 1,062人	5か所 1,041人	5か所 1,360人
産前産後家庭サポート事業 延利用日数	723日	2,310日	3,869日	4,385日

## DATA 実態調査結果

- 就学前(保護者)調査で、「子育てををする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高くなっています。(P26 第2章 2-2(1)「③子育てに関する支援ニーズ」にて掲載)

## 施策の方向性

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに応えるため、全認可保育所において午後7時以降までの延長保育を継続して実施します。

トワイライトステイ事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業及び産前産後家庭サポート事業については、これまでの取組を継続して行うとともに、事業の認知度を高めて必要な家庭に支援が行き届くよう周知広報に取り組み、多様な保育体制の確保を通じた保護者の負担軽減を図ります。

多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援への取り組みとして、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)の実施について検討を行います。

## 主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	延長保育事業(時間外保育事業)(★)	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業
2	一時預かり・定期利用保育事業(★)	在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業
3	預かり保育事業(★)	幼稚園で、通常の利用日・時間以外に在園児を預かる事業
4	ショートステイ(子育て短期支援事業)(★)	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる事業
5	トワイライトステイ(子育て短期支援事業)(★)	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業
6	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(★)	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業
7	病児・病後児保育事業(病児保育事業)(★)	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業
8	産前産後家庭サポート事業	出産前後の妊産婦がいる家庭に援助員を派遣し、家事・育児の支援を行う事業

(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

## 当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、それぞれの事業を実施していく中で利用者の声を把握していきます。

## 基本目標3 学齡期から青年期への支援

### 施策6 こどもの居場所づくり

#### 現状と課題

---

#### DATA 主な実績

---

#### DATA 実態調査結果

---

#### 施策の方向性

---

#### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

#### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 7 学齢期からの多面的な支援

### 現状と課題

---

### DATA 主な実績

---

### DATA 実態調査結果

---

### 施策の方向性

---

### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 8 青少年健全育成活動の推進

### 現状と課題

---

### DATA 主な実績

---

### DATA 実態調査結果

---

### 施策の方向性

---

### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 基本目標4 ひとり親家庭への支援

### 施策9 ひとり親家庭の自立や就業への支援

#### 現状と課題

---

#### DATA 主な実績

---

#### DATA 実態調査結果

---

#### 施策の方向性

---

#### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

#### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 10 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

### 現状と課題

---

### DATA 主な実績

---

### DATA 実態調査結果

---

### 施策の方向性

---

### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

### 施策 11 児童虐待防止策の推進

#### 現状と課題

---

#### DATA 主な実績

---

#### DATA 実態調査結果

---

#### 施策の方向性

---

#### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

#### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 12 障害児施策との連携

現状と課題

---

DATA 主な実績

---

DATA 実態調査結果

---

施策の方向性

---

主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 13 多様な子どもへの支援

### 現状と課題

---

### DATA 主な実績

---

### DATA 実態調査結果

---

### 施策の方向性

---

### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減

### 施策14 子育てに関わる経済的負担の軽減

#### 現状と課題

---

#### DATA 主な実績

---

#### DATA 実態調査結果

---

#### 施策の方向性

---

#### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

#### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 15 学びを確保するための経済的支援

### 現状と課題

---

### DATA 主な実績

---

### DATA 実態調査結果

---

### 施策の方向性

---

### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 施策 16 多機関等の連携による支援

### 現状と課題

---

### DATA 主な実績

---

### DATA 実態調査結果

---

### 施策の方向性

---

### 主な事業一覧

---

No.	事業名	概要
1		
2		

### 当事者の意見聴取の方法等

---

## 第5章

### 子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策



## 5-1 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準、提供区域

### (1) 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準

### (2) 教育・保育の提供区域の設定

## 5-2 「量の見込み」の算出

### (1) 「量の見込み」の算出手順

### (2) 子どもの人口推計

## 5-3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

### (1) 市全体の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

### (2) 提供区域別の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

## 5-4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の概要と「量の見込み」の算出方法

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

# 第6章

## 推進体制



## 6-1 計画の推進に向けて

### (1) 推進体制及び進行管理

計画の推進に当たっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、国・東京都・近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

#### ① 点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

#### ② 報告・公表

計画の進捗状況については、「府中市子ども・子育て審議会」に報告して意見を求めるとともに、本市の公式ホームページ等により市民に公表します。

#### ③ 計画への反映

計画期間中においても、子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・東京都の子ども・子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## (2) 当事者からの意見聴取

こども基本法第11条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとしております。

こども等の意見を聴取することは、こども大綱においても、①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できるとともに、②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという意義を示しています。

本市では、下記のような方法で、こどもや子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。

# 資料編



# 1 府中市子ども・子育て審議会にかかる資料

## (1) 府中市子ども・子育て審議会条例

## (2) 府中市子ども・子育て審議会等での検討経過

## (3) 府中市子ども・子育て審議会等委員名簿

## 2 用語解説